

2026年度メインオークション募集要綱（案）の
意見募集の開始について
（対象実需給年度：2030年度）

2026年6月30日

容量市場の在り方等に関する検討会事務局※

1. はじめに
2. 本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント
3. 今後のスケジュール

- **2026年度メインオークション**（対象実需給年度：2030年度）に向け、本日は、「容量市場**メインオークション募集要綱**（対象実需給年度:2030年度）」と、「**容量確保契約約款**」の案について、**主なポイント**と**意見募集等のスケジュール**に関する報告を行う。

- 2026年度メインオークション（対象実需給年度：2030年度）に向け、「**容量市場メインオークション募集要綱**」と「**容量確保契約約款**」の意見募集を実施する。

| 関連文書 | | 概要 | 公表状況 | |
|------------------|-----------------------|--|---|---------------------------------|
| 容量市場募集要綱 ※1※2 | 容量市場メインオークション募集要綱 | ・メインオークションへ参加希望する電気供給事業者に対して求める条件や参加方法を規定 | 2024～29年度向け 公表済 | |
| | 容量市場追加オークション募集要綱 | ・追加オークションへ参加希望する電気供給事業者に対して求める条件や参加方法を規定 | 2024～27年度向け 公表済 | |
| | 長期脱炭素電源オークション募集要綱 | ・長期脱炭素電源オークションへ参加希望する電気供給事業者に対して求める条件や参加方法を規定 | 2023～25年度応札 公表済 | |
| 容量確保契約書 ※1※3 | 容量確保契約約款 | ・メインオークションおよび追加オークションにおける容量提供事業者に求められる要件、容量確保契約金額その他の契約条件を規定 | 公表済 | |
| | 長期脱炭素電源オークション容量確保契約約款 | ・長期脱炭素電源オークションにおける容量提供事業者に求められる要件、容量確保契約金額その他の契約条件を規定 | 公表済 | |
| 容量市場業務マニュアル ※1※2 | メインオークション | 参加登録・応札・容量確保契約書締結編 | ・参加登録申請の手順、提出書類等について記載 ・メインオークションの応札情報の登録から、容量確保契約書の締結までについて記載 | 2024～29年度向け 公表済 |
| | | 実需給前に実施すべき業務（全般）編 | ・余力活用契約・給電申合書等の締結、電源等情報の追加登録等について記載 | 2024～28年度向け 公表済 |
| | | 電源等差替編 | ・電源等差替の手順、提出書類等について記載 | 2024～27年度向け 2028年度以降※3向け 公表済 |
| | | 実効性テスト編 | ・電源等リストの登録・実効性テストの手順、提出書類等について記載 | 2024～28年度向け 公表済 |
| | | 容量停止計画の調整業務編 | ・容量停止計画の提出・作業調整手順等について記載 | 2024～25年度向け 2026年度以降※3向け 公表済 |
| | | 実需給期間中 リクワイアメント対応（安定電源）（変動電源（単独））（変動電源（アグリ））（発動指令電源）編 | ・算定諸元（容量停止計画、発電計画・発電上限等）の登録・アセスメント結果の確認手続き等について記載 | 2024～26年度向け 公表済 |
| | | 実需給期間中 ペナルティ・容量確保契約金額対応編 | ・ペナルティ・容量確保契約金額、支払通知書・請求書の確認手続等について記載 | |
| | 容量抛出金対応編 | ・容量抛出金（仮算定含む）、還元額、追加請求額の確認、支払手続等について記載 | | |

※1：初回策定や大きな変更時は意見募集を実施 ※2：対象実需給年度ごとに公表 ※3：対象実需給年度に依らず共通

(参考) 容量市場に関連する文書類 (2/2)

| 関連文書 | | 概要 | 公表状況 |
|-------------------------|--|--|--------------------|
| 容量市場 業務マニュアル ※1※2 | 追加オークション 参加登録・応札・ 容量確保契約書の締結編 | <ul style="list-style-type: none"> 参加登録申請の手順、提出書類等について記載 追加オークションの応札情報の登録から、容量確保契約書の締結までについて記載 | 2024~27年度向け 公表済 |
| | 参加登録・応札・ 容量確保契約書の締結編 | <ul style="list-style-type: none"> 長期脱炭素電源オークションの参加登録や応札等について記載 | 2023~25年度応札 公表済 |
| | 電源等差替・市場退出・契約の変更 ・登録情報の変更業務編 | <ul style="list-style-type: none"> 長期脱炭素電源オークションの電源等差替・市場退出・契約の変更・登録情報の変更業務について記載 | 公表済 |
| | 実需給期間前から発生する リクワイアメント対応編 | <ul style="list-style-type: none"> 長期脱炭素電源オークションの実需給期間前から発生するリクワイアメント対応について記載 (別冊) 容量停止計画の調整業務では、容量停止計画の提出・作業調整手順等について記載 | |
| | ペナルティ・ 容量確保契約金額対応編 | <ul style="list-style-type: none"> 長期脱炭素電源オークションのペナルティ・容量確保契約金額対応について記載 | |
| | 実需給期間中 リクワイアメント対応編 | <ul style="list-style-type: none"> 長期脱炭素電源オークションの実需給期間中のリクワイアメント対応について記載 | 意見募集実施予定 |
| | 容量拠出金対応編 | <ul style="list-style-type: none"> 長期脱炭素電源オークションの容量拠出金対応について記載 | |
| 容量市場 システム マニュアル※3 | 事業者情報・電源等情報登録 期待容量登録・応札・契約 電源等差替・実効性テスト ・容量停止計画・ アセスメント・ペナルティ・ 容量確保契約金額・支払・請求 編 | <ul style="list-style-type: none"> 容量市場システムのログイン方法や入力方法、画面等、操作方法等について記載 | 公表済 |

※1：初回策定や大きな変更時は意見募集を実施 ※2：対象実需給年度ごとに公表 ※3：対象実需給年度に依らず共通

2. 本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント 主な反映事項 (1/2)

主な反映事項

反映箇所

① 年度途中で運転開始する電源のリクワイアメント等の扱い

- ▶ 年度途中で運転開始する電源の場合、計画停止のリクワイアメントにおける控除日数と、1コマあたりのペナルティレート、実需給期間中の経済的ペナルティの月間上限額を、運転開始後の期間に応じて設定することとする。容量確保契約金額の支払開始は運転開始後とし、運転開始後の月数で除した金額を各月に支払うこととする。また、運転開始時の書面提出を必須とすることとする。
- ▶ 運転開始が参加登録時の計画から遅延することが判明した場合、市場退出表明期限である実需給前年度の12月末までであれば、月単位での部分退出を可能とする。判明時期が市場退出表明期限後である等、退出手続きができなかった電源は、今回新設する部分退出相当となるペナルティの対象とする。

【募集要綱】

第4章 参加登録 3.電源等情報の登録
第7章 契約条件 1.容量確保契約金額
第7章 契約条件 4.リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ

【約款 (2030年度以降)】

第2章 容量確保契約金額 第7条 容量確保契約金額の算定
第2章 容量確保契約金額 第8条 各月の容量確保契約金額の支払・請求
第3章 権利及び義務 第17条 実需給期間中のリクワイアメント
第3章 権利及び義務 第19条 実需給期間中の経済的ペナルティ

② 指標価格の見直しに伴う容量拠出金負担の影響緩和措置

- ▶ マルチプライス方式を適用する措置は解除し、シングルプライスにて約定処理を実施する。ただし、落札電源のうち、応札価格が指標価格以下である電源等の約定価格は指標価格を上限とする。

【募集要綱】

第5章 応札方法
第6章 落札電源及び約定価格の決定方法
2.約定価格の決定方法

③ 追加オークションで調達を予定している供給力および発動指令電源の応札上限容量の扱い

- ▶ 追加オークションで調達を予定している供給力 (H3需要の2%分) について、メインオークションで全量を調達することとし、メインオークションにおける発動指令電源の応札上限容量を、「H3需要の4%」から「H3需要の5%」に見直す。

【募集要綱】

第6章 落札電源及び約定価格の決定方法
1.落札電源の決定方法

2. 本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント 主な反映事項 (2/2)

主な反映事項

反映箇所

④ 調整不調電源に適用する容量確保契約金額の減額の扱いの見直し

- ▶ 調整不調電源に科される容量確保契約金額の減額について、経済的ペナルティに扱いを変更する。(調整不調電源となった電源と、調整不調でない電源において、その後に生じる経済的ペナルティの扱いが異なる仕組みとなっていたことから、両者について一定の平仄を合わせるため。)
※長期脱炭素電源オークションも同様に改定

【募集要綱】

第7章 契約条件 1.容量確保契約金額
第7章 契約条件 4.リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ
第7章 契約条件 5.容量確保契約金額(各月)の
支払・請求について

【約款(2030年度以降)】

第2章 容量確保契約金額 第7条 容量確保契約金額の算定
第2章 容量確保契約金額 第8条 各月の容量確保契約金額の
支払・請求
第3章 権利及び義務 第16条 実需給期間前の経済的ペナルティ
第3章 権利及び義務 第20条 実需給期間中の
経済的ペナルティの上限
第4章 契約の変更等 第25条 契約の変更

【約款(2024-29年度)】

附則(2026年XX月XX日-2027)
附則(2026年XX月XX日-2028・2029)

⑤ 容量確保契約約款(実需給年度2030年度以降向け)の新設

- ▶ 上記①～④や経過措置の廃止など、実需給年度2030年度以降は多くの反映事項が存在し、従来どおりの更新を実施すると附則が大量となり可読性が著しく低減する。これを避けるため、容量確保契約約款を、実需給年度2030年度以降向けと実需給年度2024～2029年度の、2文書に分けて管理することとする。

【約款(2030年度以降)】

第1章 総則 第1条 適用

【約款(2024-29年度)】

第1章 総則 第1条 適用

2. 本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント

①年度途中に運転開始する電源のリクワイアメント等の扱い (3/19)

※変更後欄の青文字は主な反映事項以外を起因とした更新です。

【募集要綱】 第7章 契約条件 1.容量確保契約金額

<変更前>

(略)

なお、容量確保契約金額を12で除して円未満の端数は切り捨てた金額を容量確保契約金額(各月)とします。ただし、最終月(3月分)の容量確保契約金額(各月)は容量確保契約金額から最終月(3月分)以外の容量確保契約金額(各月)の合計を差し引いたものとします。

また、電源等の区分が安定電源で、かつ主燃料が石炭の電源のうち、建設時又は設備改造時の設計効率が高位発熱量(HHV: Higher Heating Value)・発電端において42%以上であることを確認できない電源(以下「非効率石炭火力電源」という。)の場合、容量確保契約金額に非効率石炭火力電源の減額率20%※を乗じた金額を容量確保契約金額から控除し、12で除して、円未満の端数は切り捨てた金額を容量確保契約金額(各月)とします。ただし、最終月(3月分)の容量確保契約金額(各月)は容量確保契約金額から最終月(3月分)以外の容量確保契約金額(各月)の合計を差し引いたものとします。

※1 計量単位内に、非効率石炭火力電源のユニットと非効率石炭火力電源以外のユニットが混在する場合、非効率石炭火力電源以外の減額率を0%として1計量単位内のユニットの設備容量に応じた加重平均により算定します。また、発電設備容量に対して契約容量が異なる場合、送電端の計量値は、発電設備容量に対する契約容量の比率で補正いたします。

<変更後>

(略)

なお、容量確保契約金額を12で除して円未満の端数は切り捨てた金額を容量確保契約金額(各月)とします。ただし、最終月(3月分)の容量確保契約金額(各月)は容量確保契約金額から最終月(3月分)以外の容量確保契約金額(各月)の合計を差し引いたものとします。

上記にかかわらず、契約電源の電源等の区分が安定電源若しくは変動電源(単独)で、かつ供給力提供開始予定が対象実需給年度の4月以降となる場合、容量確保契約金額を供給力提供開始予定以降の月数で除して、円未満の端数は切り捨てた金額を容量確保契約金額(各月)とします。ただし、最終月(3月分)の容量確保契約金額(各月)は容量確保契約金額から最終月(3月分)以外の容量確保契約金額(各月)の合計を差し引いたものとします。

また、電源等の区分が安定電源で、かつ主燃料が石炭の電源のうち、建設時又は設備改造時の設計効率が高位発熱量(HHV: Higher Heating Value)・発電端において42%以上であることを確認できない電源(以下「非効率石炭火力電源」という。)の場合、容量確保契約金額に非効率石炭火力電源の減額率20%※を乗じた金額を容量確保契約金額から控除し、12で除して、円未満の端数は切り捨てた金額を容量確保契約金額(各月)とします。ただし、最終月(3月分)の容量確保契約金額(各月)は容量確保契約金額から最終月(3月分)以外の容量確保契約金額(各月)の合計を差し引いたものとします。

※1 計量単位内に、非効率石炭火力電源のユニットと非効率石炭火力電源以外のユニットが混在する場合、非効率石炭火力電源以外の減額率を0%として1計量単位内のユニットの設備容量に応じた加重平均により算定します。また、発電設備容量に対して契約容量が異なる場合、送電端の計量値は、発電設備容量に対する契約容量の比率で補正いたします。

2. 本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント

①年度途中に運転開始する電源のリクワイアメント等の扱い (4/19)

※変更後欄の青文字は主な反映事項以外を起因とした更新です。

【募集要綱】 第7章 契約条件 4.リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ

<変更前>

4-2 実需給期間中

(1) リクワイアメント

容量提供事業者は、契約電源について、以下の各号に定める実需給期間中のリクワイアメントを達成しなければならないものとします。

ア 電源等の区分が安定電源の場合

(ア) 供給力の維持

実需給年度において、契約電源をアセスメント対象容量以上の供給力を提供できる状態を維持すること

ただし、容量停止計画を提出する場合は、8,640コマ（180日相当）を上限に、契約電源の停止又はアセスメント対象容量以下の出力を認めるものとします。対象となる容量停止計画は、電源等の維持・運営に必要な作業に伴い出力停止等する場合、及び、流通設備作業等に伴い出力停止等する場合（高圧及び低圧等の流通設備作業は除く）、並びに、地元自治体との協定の履行に伴い出力停止等する場合です。



<変更後>

4-2 実需給期間中

(1) リクワイアメント

容量提供事業者は、契約電源について、以下の各号に定める実需給期間中のリクワイアメントを達成しなければならないものとします。

ア 電源等の区分が安定電源の場合

(ア) 供給力の維持

実需給年度において、契約電源をアセスメント対象容量以上の供給力を提供できる状態を維持すること

ただし、容量停止計画を提出する場合は、以下の控除コマ数~~8,640コマ（180日相当）~~を上限に、契約電源の停止又はアセスメント対象容量以下の出力を認めるものとします。

契約電源の供給力提供開始実績※が対象実需給年度の4月以前

| | |
|----------------------------|---------------|
| | 8,640コマ |
| 契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の5月 | 7,929コマ |
| 契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の6月 | 7,196コマ |
| 契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の7月 | 6,485コマ |
| 契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の8月 | 5,752コマ |
| 契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の9月 | 5,018コマ |
| 契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の10月 | 4,308コマ |
| 契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の11月 | 3,574コマ |
| 契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の12月 | 2,864コマ |
| 契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の1月 | 2,130コマ |
| 契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の2月 | 1,396コマ |
| 契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の3月 | 733コマ |

※容量確保契約約款別添参照

対象となる容量停止計画は、電源等の維持・運営に必要な作業に伴い出力停止等する場合、及び、流通設備作業等に伴い出力停止等する場合（高圧及び低圧等の流通設備作業は除く。）、並びに、地元自治体との協定の履行に伴い出力停止等する場合です。

2. 本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント

①年度途中に運転開始する電源のリクワイアメント等の扱い (5/19)

※変更後欄の青文字は主な反映事項以外を起因とした更新です。

【募集要綱】 第7章 契約条件 4.リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ

<変更前>

4-2 実需給期間中

(1) リクワイアメント

容量提供事業者は、契約電源について、以下の各号に定める実需給期間中のリクワイアメントを達成しなければならないものとします。

(略)

イ 電源等の区分が変動電源の場合

(ア) 供給力の維持

実需給年度において、契約電源をアセスメント対象容量以上の供給力を提供できる状態を維持すること

ただし、容量停止計画を提出する場合は、8,640コマ (180日相当) を上限に、契約電源の停止又はアセスメント対象容量以下の出力を認めるものとします。対象となる容量停止計画は、電源等の維持・運営に必要な作業に伴い出力停止等する場合、及び、流通設備作業等に伴い出力停止等する場合 (高圧及び低圧等の流通設備作業は除く。)、並びに、地元自治体との協定の履行に伴い出力停止等する場合です。

自然影響 (日没、無風、渇水等) により、契約電源の出力が低下又は停止する場合については、容量停止計画の提出は不要です。

変動電源 (アグリゲート) の場合は、日単位の発電実績 (48コマ) の最大値が、アセスメント対象容量以上となっていることを確認します。



<変更後>

4-2 実需給期間中

(1) リクワイアメント

容量提供事業者は、契約電源について、以下の各号に定める実需給期間中のリクワイアメントを達成しなければならないものとします。

(略)

イ 電源等の区分が変動電源の場合

(ア) 供給力の維持

実需給年度において、契約電源をアセスメント対象容量以上の供給力を提供できる状態を維持すること

ただし、容量停止計画を提出する場合は、以下の**控除コマ数8,640コマ (180日相当)**を上限に、契約電源の停止又はアセスメント対象容量以下の出力を認めるものとします。

- 契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の4月以前・・・ 8,640コマ
- 契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の5月・・・ 7,929コマ
- 契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の6月・・・ 7,196コマ
- 契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の7月・・・ 6,485コマ
- 契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の8月・・・ 5,752コマ
- 契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の9月・・・ 5,018コマ
- 契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の10月・・・ 4,308コマ
- 契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の11月・・・ 3,574コマ
- 契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の12月・・・ 2,864コマ
- 契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の1月・・・ 2,130コマ
- 契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の2月・・・ 1,395コマ
- 契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の3月・・・ 733コマ

対象となる容量停止計画は、電源等の維持・運営に必要な作業に伴い出力停止等する場合、及び、流通設備作業等に伴い出力停止等する場合 (高圧及び低圧等の流通設備作業は除く。)、並びに、地元自治体との協定の履行に伴い出力停止等する場合です。

自然影響 (日没、無風、渇水等) により、契約電源の出力が低下又は停止する場合については、容量停止計画の提出は不要です。

変動電源 (アグリゲート) の場合は、日単位の発電実績 (48コマ) の最大値が、アセスメント対象容量以上となっていることを確認します。

2. 本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント

①年度途中に運転開始する電源のリクワイアメント等の扱い (6/19)

※変更後欄の青文字は主な反映事項以外を起因とした更新です。

【募集要綱】 第7章 契約条件 4.リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ

<変更前>

4-2 実需給期間中
(略)

(3) ペナルティ

本機関は、前項の実需給期間中のアセスメントの結果に基づき、以下の各号に掲げるとおり、経済的ペナルティを科します。

ア 電源等の区分が安定電源の場合

(ア) 供給力の維持

年間停止コマ相当数に応じて、経済的ペナルティを科します。

経済的ペナルティ※1 =

$$\text{容量確保契約金額} \times (\text{年間停止コマ相当数} \times 2 - 8,640) \times 0.0125\%$$

※1：負値となる場合は零とします。

※2：実需給年度内での累計



<変更後>

4-2 実需給期間中
(略)

(3) ペナルティ

本機関は、前項の実需給期間中のアセスメントの結果に基づき、以下の各号に掲げるとおり、経済的ペナルティを科します。

ア 電源等の区分が安定電源の場合

(ア) 供給力の維持

年間停止コマ相当数に応じて、経済的ペナルティを科します。

経済的ペナルティ※1 =

$$\text{容量確保契約金額} \times (\text{年間停止コマ相当数} \times 2 - \text{控除コマ数} \times 3) \times \text{ペナルティレート} 8,640 \times 0.0125\%$$

※1：負値となる場合は零とします。

※2：実需給年度内での累計

※3：容量確保契約約款第17条に定める

ペナルティレートは以下の通りとします。

- 契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の4月以前・・・ 0.0125%
- 契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の5月・・・ 0.0134%
- 契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の6月・・・ 0.0148%
- 契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の7月・・・ 0.0165%
- 契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の8月・・・ 0.0186%
- 契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の9月・・・ 0.0213%
- 契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の10月・・・ 0.0248%
- 契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の11月・・・ 0.0299%
- 契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の12月・・・ 0.0373%
- 契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の1月・・・ 0.0502%
- 契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の2月・・・ 0.0766%
- 契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の3月・・・ 0.1458%

2. 本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント

①年度途中に運転開始する電源のリクワイアメント等の扱い（7/19）

※変更後欄の青文字は主な反映事項以外を起因とした更新です。

【募集要綱】 第7章 契約条件 4.リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ

<変更前>

- 4-2 実需給期間中
(略)
(3) ペナルティ
(略)
イ 電源等の区分が変動電源の場合
(ア)供給力の維持
1)変動電源（単独）
年間停止コマ相当数に応じて、経済的ペナルティを科します。
経済的ペナルティ※1 =
容量確保契約金額 × (年間停止コマ相当数※2 - 8,640) × 0.0125%
※1：負値となる場合は零とします。
※2：実需給年度内での累計
2)変動電源（アグリゲート）
リクワイアメント未達成コマ相当数に対して、経済的ペナルティを科します。
経済的ペナルティ※1 =
容量確保契約金額 × (リクワイアメント未達成コマ相当数※2 - 8,640) × 0.0125%
※1：負値となる場合は零とします。
※2：実需給年度内での累計とします。



<変更後>

- 4-2 実需給期間中
(略)
(3) ペナルティ
(略)
イ 電源等の区分が変動電源の場合
(ア)供給力の維持
1)変動電源（単独）
年間停止コマ相当数に応じて、経済的ペナルティを科します。
経済的ペナルティ※1 =
容量確保契約金額 × (年間停止コマ相当数※2 - ~~8,640~~ × ~~0.0125%~~ **ペナルティレート8,640**)
※1：負値となる場合は零とします。
※2：実需給年度内での累計
※3：容量確保契約約款第17条に定める
ペナルティレートは以下の通りとします。
契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の4月以前・・・ 0.0125%
契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の5月・・・ 0.0134%
契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の6月・・・ 0.0148%
契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の7月・・・ 0.0165%
契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の8月・・・ 0.0186%
契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の9月・・・ 0.0213%
契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の10月・・・ 0.0248%
契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の11月・・・ 0.0299%
契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の12月・・・ 0.0373%
契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の1月・・・ 0.0502%
契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の2月・・・ 0.0766%
契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の3月・・・ 0.1458%
2)変動電源（アグリゲート）
リクワイアメント未達成コマ相当数に対して、経済的ペナルティを科します。
経済的ペナルティ※1 =
容量確保契約金額 × (リクワイアメント未達成コマ相当数※2 - 8,640) × 0.0125%
※1：負値となる場合は零とします。
※2：実需給年度内での累計とします。

2. 本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント

①年度途中に運転開始する電源のリクワイアメント等の扱い（8/19）

※変更後欄の青文字は主な反映事項以外を起因とした更新です。

【募集要綱】 第7章 契約条件 4.リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ

<変更前>

<変更後>

(新設)

4-2 実需給期間中
(略)

(4) 契約電源の電源等の区分が安定電源若しくは変動電源（単独）で、かつ電源等情報の登録時点で供給力提供開始していない電源であり、容量提供事業者にて設定した供給力提供開始予定から供給力提供開始が遅延し、対象実需給年度の4月以降となった場合、以下の経済的ペナルティを科します。

経済的ペナルティ

= 供給力提供開始実績が供給力提供開始予定から遅延した月数
× 容量確保契約金額（各月）× 110%



2. 本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント

①年度途中に運転開始する電源のリクワイアメント等の扱い (9/19)

※変更後欄の青文字は主な反映事項以外を起因とした更新です。

【募集要綱】 第7章 契約条件 4.リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ

<変更前>

4-2 実需給期間中
(略)

(4) ペナルティの扱いについて

ア 経済的ペナルティの年間上限額及び月間上限額は、以下の計算式で算定される金額とします。ただし、発動指令電源及び非効率石炭火力電源の稼働抑制の未達成に対する経済的ペナルティについては、月間上限額の対象外とします。

年間上限額 (円) = 容量確保契約金額 (円) × 110%

月間上限額 (円) = 容量確保契約金額 (円) × 18.3%

<変更後>

4-2 実需給期間中
(略)

(5-4) ペナルティの扱いについて

ア 経済的ペナルティの年間上限額及び月間上限額は、以下の計算式で算定される金額とします。ただし、発動指令電源及び非効率石炭火力電源の稼働抑制の未達成に対する経済的ペナルティについては、月間上限額の対象外とします。

年間上限額※ (円) = 容量確保契約金額 (円) × 110%

月間上限額 (円) = 容量確保契約金額 (円) × 月間上限額レート
18.3%

※容量確保契約約款第16条に定める調整不調電源に科される経済的ペナルティが科される場合は差し引いた金額とします。

月間上限額レートは以下の通りとします。供給力提供開始実績が対象実需給年度の3月の場合は、月間上限額は適用されません。また、電源等の区分が変動電源（アグリゲート）の場合においては、月間上限額レートは18.3%とします。

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の4月以前・・・ 18.3%

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の5月・・・ 20.0%

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の6月・・・ 22.0%

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の7月・・・ 24.4%

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の8月・・・ 27.5%

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の9月・・・ 31.4%

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の10月・・・ 36.7%

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の11月・・・ 44.0%

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の12月・・・ 55.0%

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の1月・・・ 73.3%

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の2月・・・ 110.0%

2. 本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント

①年度途中に運転開始する電源のリクワイアメント等の扱い（10/19）

※変更後欄の青文字は主な反映事項以外を起因とした更新です。

【約款（2030年度以降）】 第2章 容量確保契約金額 第7条 容量確保契約金額の算定

<変更前>

(略)

4. 前項にかかわらず、対象実需給年度が2025年度以降において電源等の区分が安定電源で、かつ主燃料が石炭の電源のうち、建設時又は設備改造時の設計効率が高位発熱量（HHV：Higher Heating Value）・発電端において42%以上であることを確認できない電源（以下「非効率石炭火力電源」という）の場合、第1項に基づき算定された容量確保契約金額に非効率石炭火力電源の減額率20%※を乗じた金額を容量確保契約金額から控除し、12で除して、円未満の端数は切り捨てた金額を容量確保契約金額（各月）とします。ただし、最終月（3月分）の容量確保契約金額（各月）は容量確保契約金額から最終月（3月分）以外の容量確保契約金額（各月）の合計を差し引いたものとします。

※ 1計量単位内に、非効率石炭火力電源のユニットと非効率石炭火力電源以外のユニットが混在する場合、非効率石炭火力電源以外の減額率を0%として1計量単位内のユニットの設備容量に応じた加重平均により算定します。また、発電設備容量に対して契約容量が異なる場合、送電端の計量値は、発電設備容量に対する契約容量の比率で補正する。



<変更後>

(略)

4. 前項にかかわらず、契約電源の電源等の区分が安定電源若しくは変動電源（単独）で、かつ供給力提供開始予定が対象実需給年度の4月以降となる場合、第1項に基づき算定された容量確保契約金額を供給力提供開始予定以降の月数で除して、円未満の端数は切り捨てた金額を容量確保契約金額（各月）とします。ただし、最終月（3月分）の容量確保契約金額（各月）は容量確保契約金額から最終月（3月分）以外の容量確保契約金額（各月）の合計を差し引いたものとします。

54. 前2項にかかわらず、~~対象実需給年度が2025年度以降において~~電源等の区分が安定電源で、かつ主燃料が石炭の電源のうち、建設時又は設備改造時の設計効率が高位発熱量（HHV：Higher Heating Value）・発電端において42%以上であることを確認できない電源（以下「非効率石炭火力電源」という。）の場合、第1項に基づき算定された容量確保契約金額に非効率石炭火力電源の減額率20%※を乗じた金額を容量確保契約金額から控除し、12で除して、円未満の端数は切り捨てた金額を容量確保契約金額（各月）とします。ただし、最終月（3月分）の容量確保契約金額（各月）は容量確保契約金額から最終月（3月分）以外の容量確保契約金額（各月）の合計を差し引いたものとします。

※ 1計量単位内に、非効率石炭火力電源のユニットと非効率石炭火力電源以外のユニットが混在する場合、非効率石炭火力電源以外の減額率を0%として1計量単位内のユニットの設備容量に応じた加重平均により算定します。また、発電設備容量に対して契約容量が異なる場合、送電端の計量値は、発電設備容量に対する契約容量の比率で補正する。

2. 本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント

①年度途中に運転開始する電源のリクワイアメント等の扱い（11/19）

※変更後欄の青文字は主な反映事項以外を起因とした更新です。

【約款（2030年度以降）】 第2章 容量確保契約金額 第8条 各月の容量確保契約金額の支払・請求

<変更前>

1. 本機関は、実需給年度の9月から翌年8月までの間、各月の末日（当該日が金融機関休業日に該当する場合は、その前営業日）までに、前条に基づき算出された容量確保契約金額（各月）から第19条に基づき算定される実需給期間中の経済的ペナルティ及び第27条3項に基づき算定される契約解除の経済的ペナルティを減じた金額が正值となる場合、算定された金額（以下「支払金額」という）を支払うものとします。
2. 前項に基づき算定された金額が負値となる場合、本機関は容量提供事業者に対して、当該金額（以下「請求金額」という）を請求します。
3. 請求に対する入金期限日は実需給年度の9月から翌年8月までの間、各月の末日（当該日が金融機関休業日に該当する場合はその前営業日）とします。

<変更後>

1. 本機関は、実需給年度の9月から翌年8月までの間、各月の末日（当該日が金融機関休業日に該当する場合は、その前営業日）までに、前条に基づき算出された容量確保契約金額（各月）から第19条に基づき算定される実需給期間中の経済的ペナルティ及び第27条3項に基づき算定される契約解除の経済的ペナルティを減じたることにより算定する。ただし、実需給年度の初月においては第16条に基づき算定される調整不調電源に科される経済的ペナルティも控除対象とし算定する。算定した金額が正值となる場合、算定された金額（以下「支払金額」という。）を支払うものとします。
2. 前項にかかわらず、契約電源の電源等の区分が安定電源、変動電源（単独）で、かつ供給力提供開始予定が対象実需給年度の4月以降となる場合、本機関は、供給力提供開始予定の5か月後から翌年8月までの間、各月の末日（当該日が金融機関休業日に該当する場合は、その前営業日）までに、前条に基づき算出された容量確保契約金額（各月）から第19条に基づき算定される実需給期間中の経済的ペナルティ及び第27条3項に基づき算定される契約解除の経済的ペナルティを減じることにより算定する。ただし、実需給年度の初月においては第16条に基づき算定される調整不調電源に科される経済的ペナルティも控除対象とし算定する。算定した金額が正值となる場合、算定された金額（以下、前項にて算定された金額を含め「支払金額」という。）を支払うものとします。
3. 前2項に基づき算定された金額が負値となる場合、本機関は容量提供事業者に対して、当該金額（以下「請求金額」という）を請求します。
3. 請求に対する入金期限日は実需給年度の9月から翌年8月までの間、各月の末日（当該日が金融機関休業日に該当する場合はその前営業日）とします。



2. 本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント

①年度途中に運転開始する電源のリクワイアメント等の扱い（12/19）

※変更後欄の青文字は主な反映事項以外を起因とした更新です。

【約款（2030年度以降）】 第3章 権利及び義務 第12条 市場退出

<変更前>

(新設)

<変更後>

1. 本機関は、契約電源が以下の各号のいずれかに該当する場合、当該電源の契約容量の全部又は一部の容量を市場退出として扱います。

(略)

⑬電源等情報の登録時点で供給力提供開始していない電源であり、供給力提供開始予定までに供給力提供開始ができず、実需給年度に供給力の提供が不可能となる場合、当該電源の契約容量の全量又は一部



2. 本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント

①年度途中に運転開始する電源のリクワイアメント等の扱い（13/19）

※変更後欄の青文字は主な反映事項以外を起因とした更新です。

【約款（2030年度以降）】 第3章 権利及び義務 第17条 実需給期間中のリクワイアメント

<変更前>

容量提供事業者は、契約電源について、以下の各号に定める実需給期間中のリクワイアメントを達成しなければならないものとします。

①電源等の区分が安定電源の場合

(1)供給力の維持

実需給年度において、契約電源をアセスメント対象容量以上の供給力を提供できる状態を維持すること

ただし、第10条第1項に基づく容量停止計画を提出する場合は、8,640コマ（180日相当）を上限に、契約電源の停止又はアセスメント対象容量以下の出力を認めるものとします。

※対象となる容量停止計画：電源等の維持・運営に必要な作業に伴い出力停止等する場合、及び、流通設備作業等に伴い出力停止等する場合（高圧及び低圧等の流通設備作業は除く。）、並びに、地元自治体との協定の履行に伴い出力停止等する場合

<変更後>

容量提供事業者は、契約電源について、以下の各号に定める実需給期間中のリクワイアメントを達成しなければならないものとします。

①電源等の区分が安定電源の場合

(1)供給力の維持

実需給年度において、契約電源をアセスメント対象容量以上の供給力を提供できる状態を維持すること

ただし、第10条第1項に基づく容量停止計画を提出する場合は、**以下の控除コマ数 8,640コマ（180日相当）**を上限に、契約電源の停止又はアセスメント対象容量以下の出力を認めるものとします。

※対象となる容量停止計画：電源等の維持・運営に必要な作業に伴い出力停止等する場合、及び、流通設備作業等に伴い出力停止等する場合（高圧及び低圧等の流通設備作業は除く。）、並びに、地元自治体との協定の履行に伴い出力停止等する場合

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の4月以前・・・ 8,640コマ
契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の5月・・・ 7,929コマ
契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の6月・・・ 7,196コマ
契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の7月・・・ 6,485コマ
契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の8月・・・ 5,752コマ
契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の9月・・・ 5,018コマ
契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の10月・・・ 4,308コマ
契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の11月・・・ 3,574コマ
契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の12月・・・ 2,864コマ
契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の1月・・・ 2,130コマ
契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の2月・・・ 1,396コマ
契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の3月・・・ 733コマ



2. 本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント

①年度途中に運転開始する電源のリクワイアメント等の扱い（14/19）

※変更後欄の青文字は主な反映事項以外を起因とした更新です。

【約款（2030年度以降）】 第3章 権利及び義務 第17条 実需給期間中のリクワイアメント

<変更前>

(略)

②電源等の区分が変動電源の場合

(1)供給力の維持

実需給年度において、契約電源をアセスメント対象容量以上の供給力を提供できる状態を維持すること

ただし、第10条第1項に基づく容量停止計画を提出する場合は、8,640コマ（180日相当）を上限に、契約電源の停止又はアセスメント対象容量以下の出力を認めるものとします

※対象となる容量停止計画：電源等の維持・運営に必要な作業に伴い出力停止等する場合、及び、流通設備作業等に伴い出力停止等する場合（高圧及び低圧等の流通設備作業は除く。）、並びに、地元自治体との協定の履行に伴い出力停止等する場合

※自然影響：日没、無風、渇水等により、契約電源の出力が低下又は停止する場合については、容量停止計画の提出は不要



<変更後>

(略)

②電源等の区分が変動電源の場合

(1)供給力の維持

i 変動電源（単独）

実需給年度において、契約電源をアセスメント対象容量以上の供給力を提供できる状態を維持すること

ただし、第10条第1項に基づく容量停止計画を提出する場合は、**以下の控除コマ数 8,640コマ（180日相当）**を上限に、契約電源の停止又はアセスメント対象容量以下の出力を認めるものとします

※対象となる容量停止計画：電源等の維持・運営に必要な作業に伴い出力停止等する場合、及び、流通設備作業等に伴い出力停止等する場合（高圧及び低圧等の流通設備作業は除く。）、並びに、地元自治体との協定の履行に伴い出力停止等する場合

※自然影響：日没、無風、渇水等により、契約電源の出力が低下又は停止する場合については、容量停止計画の提出は不要

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の4月以前・・・ 8,640コマ

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の5月・・・ 7,929コマ

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の6月・・・ 7,196コマ

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の7月・・・ 6,485コマ

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の8月・・・ 5,752コマ

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の9月・・・ 5,018コマ

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の10月・・・ 4,308コマ

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の11月・・・ 3,574コマ

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の12月・・・ 2,864コマ

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の1月・・・ 2,130コマ

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の2月・・・ 1,396コマ

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の3月・・・ 733コマ

ii 変動電源（アグリゲート）

実需給年度において、契約電源をアセスメント対象容量以上の供給力を提供できる状態を維持すること

2. 本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント

①年度途中に運転開始する電源のリクワイアメント等の扱い（15/19）

※変更後欄の青文字は主な反映事項以外を起因とした更新です。

【約款（2030年度以降）】 第3章 権利及び義務 第19条 実需給期間中の経済的ペナルティ

<変更前>

1. 本機関は、第18条の実需給期間中のアセスメントの結果に基づき、以下の各号に掲げるとおり、経済的ペナルティを科します。

①電源等の区分が安定電源の場合

(1) 供給力の維持

年間停止コマ相当数に応じて、経済的ペナルティを科します。

経済的ペナルティ※1 =

$$\text{容量確保契約金額} \times (\text{年間停止コマ相当数} \times 2 - 8,640) \times 0.0125\%$$

※1：負値となる場合は零とする。

※2：実需給年度内での累計

<変更後>

1. 本機関は、~~前第18~~条の実需給期間中のアセスメントの結果に基づき、以下の各号に掲げるとおり、経済的ペナルティを科します。

①電源等の区分が安定電源の場合

(1) 供給力の維持

年間停止コマ相当数に応じて、経済的ペナルティを科します。

経済的ペナルティ※1 =

$$\text{容量確保契約金額} \times (\text{年間停止コマ相当数} \times 2 - \text{控除コマ数} \times 3) \times \text{ペナルティレート } 8,640 \times 0.0125\%$$

※1：負値となる場合は零とする。

※2：実需給年度内での累計

※3：第17条に定める

ペナルティレートは以下の通りとします。

| | |
|-----------------------------|---------|
| 契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の4月以前 | 0.0125% |
| 契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の5月 | 0.0134% |
| 契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の6月 | 0.0148% |
| 契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の7月 | 0.0165% |
| 契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の8月 | 0.0186% |
| 契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の9月 | 0.0213% |
| 契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の10月 | 0.0248% |
| 契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の11月 | 0.0299% |
| 契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の12月 | 0.0373% |
| 契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の1月 | 0.0502% |
| 契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の2月 | 0.0766% |
| 契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の3月 | 0.1458% |



2. 本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント

①年度途中に運転開始する電源のリクワイアメント等の扱い（16/19）

※変更後欄の青文字は主な反映事項以外を起因とした更新です。

【約款（2030年度以降）】 第3章 権利及び義務 第19条 実需給期間中の経済的ペナルティ

<変更前>

1. 本機関は、第18条の実需給期間中のアセスメントの結果に基づき、以下の各号に掲げるとおり、経済的ペナルティを科します。

(略)

②電源等の区分が変動電源の場合

(1) 供給力の維持

i 変動電源（単独）

年間停止コマ相当数に応じて、経済的ペナルティを科します。

経済的ペナルティ※1 =

$$\text{容量確保契約金額} \times (\text{年間停止コマ相当数} \times 2 - 8,640) \times 0.0125\%$$

※1：負値となる場合は零とします。

※2：実需給年度内での累計とします。

ii 変動電源（アグリゲート）

リクワイアメント未達成コマ相当数に対して、経済的ペナルティを科します。

経済的ペナルティ※1 =

$$\text{容量確保契約金額} \times (\text{リクワイアメント未達成コマ相当数} \times 2 - 8,640) \times 0.0125\%$$

※1：負値となる場合は零とする。

※2：実需給年度内での累計とする。



<変更後>

1. 本機関は、第18条の実需給期間中のアセスメントの結果に基づき、以下の各号に掲げるとおり、経済的ペナルティを科します。

(略)

②電源等の区分が変動電源の場合

(1) 供給力の維持

i 変動電源（単独）

年間停止コマ相当数に応じて、経済的ペナルティを科します。

経済的ペナルティ※1 =

$$\text{容量確保契約金額} \times (\text{年間停止コマ相当数} \times 2 - \text{控除コマ数} \times 3) \times \text{ペナルティレート } 8,640) \times 0.0125\%$$

※1：負値となる場合は零とする~~とします~~。

※2：実需給年度内での累計~~とします~~。

※3：第17条に定めるペナルティレートは以下の通りとします。

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の4月以前・・・ 0.0125%

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の5月・・・ 0.0134%

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の6月・・・ 0.0148%

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の7月・・・ 0.0165%

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の8月・・・ 0.0186%

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の9月・・・ 0.0213%

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の10月・・・ 0.0248%

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の11月・・・ 0.0299%

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の12月・・・ 0.0373%

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の1月・・・ 0.0502%

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の2月・・・ 0.0766%

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の3月・・・ 0.1458%

ii 変動電源（アグリゲート）

リクワイアメント未達成コマ相当数に対して、経済的ペナルティを科します。

経済的ペナルティ※1 =

$$\text{容量確保契約金額} \times (\text{リクワイアメント未達成コマ相当数} \times 2 - 8,640) \times 0.0125\%$$

※1：負値となる場合は零とする。

※2：実需給年度内での累計とする。

2. 本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント

①年度途中に運転開始する電源のリクワイアメント等の扱い（17/19）

※変更後欄の青文字は主な反映事項以外を起因とした更新です。

【約款（2030年度以降）】 第3章 権利及び義務 第19条 実需給期間中の経済的ペナルティ

<変更前>

(略)

2. 前項に定めるペナルティは、月ごとに算定し、第8条に示す容量確保契約金額（各月）の算定時に反映します。

<変更後>

(略)

2. 契約電源の電源等の区分が安定電源若しくは変動電源（単独）で、かつ電源等情報の登録時点で供給力提供開始していない電源であり、容量提供事業者にて設定した供給力提供開始予定から供給力提供開始が遅延し、対象実需給年度の4月以降となった場合、以下の経済的ペナルティを科します。

経済的ペナルティ =

供給力提供開始実績が供給力提供開始予定から遅延した月数
× 容量確保契約金額（各月）× 110%

32. 前2項に定めるペナルティは、月ごとに算定し、第8条に示す各月の容量確保契約金額~~（各月）~~の支払・請求の算定時に反映します。



2. 本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント

①年度途中に運転開始する電源のリクワイアメント等の扱い（18/19）

第72回容量市場の在り方等に関する検討会
(2026.3.27)

資料6 年度途中に運開する電源のリクワイアメント等の扱いについて

3. 期中運開電源に関するリクワイアメントの検討の方向性

14

- 期中運開電源に関するリクワイアメント等に関する検討項目と対応の方向性を以下に示す。
- ①②③の項目について次ページ以降で詳しく説明する。

| 検討項目 | 検討内容 | 対応の方向性 |
|-----------------------------|--|--|
| ① 「計画停止」のリクワイアメントについて | 期中運開電源の場合、運開前の期間については容量停止計画の対象外のため、例えば11月1日に運開する電源は、運開後の全期間で容量停止計画を提出した場合においても、控除日数に収まる。 | 年間のコマ数と、1コマあたりのペナルティレートを、運開後の期間ごとに設定する。 |
| ② 実需給期間中の経済的ペナルティの月間上限額について | 実需給期間中の経済的ペナルティの月間上限額は容量確保契約金額×18.3%としている。期中運開電源は、運開後の全期間で経済的ペナルティが上限まで発生した場合において、容量確保契約金額よりも経済的ペナルティ金額が下回る場合がある。 | 月間上限額を、運開後の期間ごとに設定する。 |
| ③ 容量確保契約金額の支払時期について | 容量確保契約金額を12で除した金額から実需給期間中の経済的ペナルティ等を差し引いた金額を、容量提供事業者にも各月支払う仕組みとなっているため、期中運開電源については運開前から各月の容量確保契約金額の支払いが行われる。このため、期中運開後の経済的ペナルティの状況によっては、月ごとの経済的ペナルティが容量確保契約金額を上回る可能性が高くなる。 | 容量確保契約金額を運転月数で除した額を各月に支払うこととし、運開後に支払を開始する。 |

2. 本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント

①年度途中に運転開始する電源のリクワイアメント等の扱い（19/19）

第73回容量市場の在り方等に関する検討会
(2026.5.27)

資料5 新設電源の運開遅延における扱いについて

4. 運開遅延に関する対応の方向性

6

- 運開遅延に関する検討項目について、対応の方向性を以下に示す。
- 検討内容については、次ページ以降で詳しく説明する。

| 検討項目 | | 対応の方向性 |
|------|--------------------|---|
| ① | 市場退出表明期限までの市場退出の扱い | 市場退出表明期限までは運開遅延に対し、一部市場退出（以下、「部分退出」という。）を可能として、容量確保契約約款を改定し、市場退出の要件として追加する。 |
| ② | 市場退出表明期限後のペナルティの扱い | 市場退出期限を過ぎた場合の運開遅延に適用できる部分退出相当のペナルティ（容量確保契約金額の110%相当）を設計し、供給力の提供が開始できない事象に対応する。また、ペナルティの新設に紐づく詳細設計を行う。 |

2. 本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント

② 指標価格の見直しに伴う容量拠出金負担の影響緩和措置（1/4）

※変更後欄の青文字は主な反映事項以外を起因とした更新です。

【募集要綱】 第5章 応札方法

<変更前>

(9) 容量市場システムを通じた封印入札により実施し、約定価格は原則として第1 価格決定方式で決定します。ただし、市場競争が限定的となっているおそれがあるエリアについてはこの限りではありません（詳細は「第6 章 落札電源及び約定価格の決定方法 2. 約定価格の決定方法」を参照）。

<変更後>

(9) 容量市場システムを通じた封印入札により実施します。~~←約定価格は原則として第1 価格決定方式で決定します。ただし、市場競争が限定的となっているおそれがあるエリアについてはこの限りではありません~~（詳細は「第6 章 落札電源及び約定価格の決定方法 2. 約定価格の決定方法」を参照）。



2. 本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント

②指標価格の見直しに伴う容量拠出金負担の影響緩和措置 (2/4)

※変更後欄の青文字は主な反映事項以外を起因とした更新です。

【募集要綱】 第6章 落札電源及び約定価格の決定方法 2. 約定価格の決定方法

<変更前>

(1) 原則として、落札電源のうち最も高い応札価格を約定価格とし(第1価格決定方式)、当該応札価格が単一の約定価格となるシングルプライス方式で決定されます。ただし、下記(3)に該当する場合は、応札価格が約定価格となるマルチプライス方式が一部適用されます。

(2) 市場が分断される場合、エリア(ブロック)によって約定価格が異なります。電源等を追加したエリア(ブロック)においては、最後に追加した電源等の応札価格が当該エリアの約定価格(「エリアプライス」という。)となります。電源等を減じたエリア(ブロック)においては、残った電源等の応札価格のうち最も高い応札価格がエリアプライスとなります。

(3) 市場競争が限定的となっているおそれがあるエリア(例:分断処理の結果、応札された電源が全て落札されたエリア、又は落札しなかった電源を応札した事業者が1者の独占状態となっているエリア)において、当該エリアのエリアプライスが隣接するエリアのエリアプライスの1.5倍を超えた場合、隣接するエリアのエリアプライスの1.5倍を当該エリアのエリアプライスとします。また、落札された電源等のうち、エリアプライスを上回る価格で応札されている電源等については、それぞれの電源等の応札価格をもって約定価格とするマルチプライス方式にて約定されます。なお、価格その他の金額の単位は1円とし、その端数は切り捨てます。

(4) 需要曲線と供給曲線が交差しない場合、落札した電源のうち、最高値の応札価格を約定価格とします。

<変更後>

(1) 原則として、落札電源のうち最も高い応札価格を約定価格とし(第1価格決定方式)、当該応札価格が単一の約定価格となるシングルプライス方式で決定されます。ただし、**落札電源のうち最も高い応札価格が指標価格を超える場合、指標価格以下の応札価格の電源等は指標価格が約定価格となります。**下記(3)に該当する場合は、**応札価格が約定価格となるマルチプライス方式が一部適用されます。**

(2) 市場が分断される場合、エリア(ブロック)によって約定価格が異なります。電源等を追加したエリア(ブロック)においては、**最後に追加した落札電源のうち電源等の最も高い応札価格が当該エリアの約定価格(「エリアプライス」という。)となります。**電源等を減じたエリア(ブロック)においては、**残った落札電源のうち電源等の応札価格のうち最も高い応札価格がエリアプライスとなります。**ただし、**エリアプライスが指標価格を超える場合、指標価格以下の応札価格の電源等は指標価格が約定価格となります。**

~~(3) 市場競争が限定的となっているおそれがあるエリア(例:分断処理の結果、応札された電源が全て落札されたエリア、又は落札しなかった電源を応札した事業者が1者の独占状態となっているエリア)において、当該エリアのエリアプライスが隣接するエリアのエリアプライスの1.5倍を超えた場合、隣接するエリアのエリアプライスの1.5倍を当該エリアのエリアプライスとします。また、落札された電源等のうち、エリアプライスを上回る価格で応札されている電源等については、それぞれの電源等の応札価格をもって約定価格とするマルチプライス方式にて約定されます。なお、価格その他の金額の単位は1円とし、その端数は切り捨てます。~~

(3.4) 需要曲線と供給曲線が交差しない場合、落札した電源のうち最も高い、最高値の応札価格を約定価格とします。ただし、落札電源のうち最も高い応札価格が指標価格を超える場合、指標価格以下の応札価格の電源等は指標価格が約定価格となります。



2. 本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント

②指標価格の見直しに伴う容量拠出金負担の影響緩和措置 (3/4)

案2及び案3の比較検討①

- 第72回 容量市場の在り方等に関する検討会（2026年3月27日）において、案2及び案3について、Net CONE及び上限価格の引き上げだけが行われ、需要曲線の考え方や供給曲線の形については、2025年度に行われたメインオークションから考え方を変更しないとの仮定の下で、小売事業者の容量拠出金負担及び供給力確保の効果について比較検討を行った（P7.参照）。
- その結果を確認すると、上述の仮定の下では、両案には、ほぼ違いが見られなかった。
- しかしながら、現行の応札価格規律では、事業報酬や減価償却費を応札価格に織り込むことは不可としている上、他市場収益の控除も求めている。そのため、実際には、案2と案3では、供給力の確保という観点から、効果が異なる可能性があることを考慮する必要があるのではないかと。
- 一方、小売電気事業者に対する容量拠出金負担水準への影響緩和策の効果については、供給曲線の形が大きく変わるようなことがあれば、案2の方が、より容量拠出金負担を抑制できる可能性がある。また、こうした観点から、前回の議論では、案2をベースとしつつ、発電事業者に落札額に一定額を上乗せして支払い、電源維持に必要な収入を得られるように制度を考えることができないか、とのご意見もいただいた。
- 容量市場の在り方等に関する検討会においては、この提案についても検討が行われたが、どの様に事業者の上乗せ額を定めるかという点については、慎重な検討が必要との議論が行われた。
- 以上の検討を踏まえると、確実な供給力確保に対応していくという観点からは、案3を採用することが望ましいのではないかと。

第113回 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会 制度検討作業部会 (2026.4.3)

資料5 容量市場について

案2及び案3の比較検討②

- 他方で、案3に対しては、前回の議論において、応札行動の歪み（Net CONEをベンチマークとして二段階でシングルプライスオークションを行うことで、Net CONE 近傍の電源については、Net CONE を超える価格で応札するインセンティブが生じ得る）を生じさせる可能性がある点について懸念を示すご意見もあった。
- この点については、容量市場の場合には、入札ガイドラインを設定しており、電力・ガス取引監視等委員会により必要な監視が行われていることを考えると、約定方法に変化があったとしても、同一の電源について、過去の水準と大きく異なる水準で応札を行うことは、現実的には難しいと考えられるのではないかと。
- また、この懸念に対応するためには、ベンチマークとなる価格をNet CONEではなく、一定の考え方の下で、応札事業者に分らないよう設定するという方法があり得る。
- しかし、Net CONEをベンチマークとして制度を設計する方法については、ベンチマーク水準が予め分かっていることで、二段階目のシングルプライス領域での競争を促す効果（高値応札による不落札リスク等を含む）や、今回のNet CONEの見直しによる影響緩和の程度についての予見可能性が高まるといった効果があることを考えると、適切に監視が行われるとの前提の下で、予めベンチマークとなる価格を示さないといった方法を採用する必要まではないのではないかと。

2. 本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント

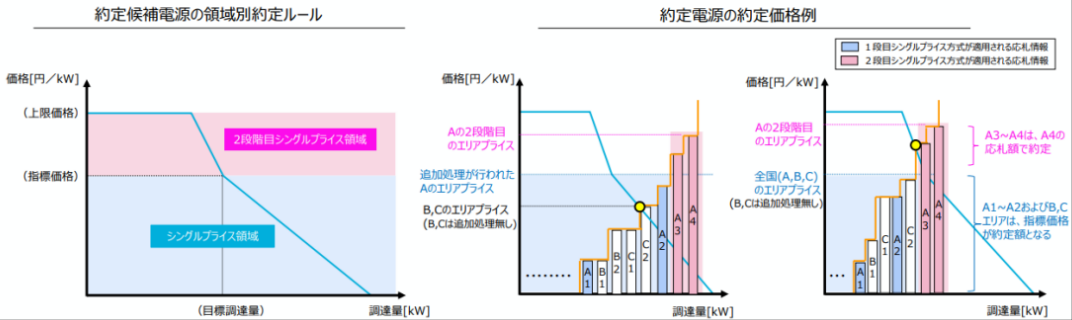
② 指標価格の見直しに伴う容量拠出金負担の影響緩和措置 (4/4)

【参考】案3：指標価格（Net CONE）以上もシングルプライス方式を適用

案A-2：シングルプライス約定の2段階化（案A-1への適用イメージ）

第113回制度検討作業部会 (2026年3月)

- 案A-2として、シングルプライス上限を超える応札価格の電源等に対しても2段階目のシングルプライス方式を適用し、指標価格と上限価格の間（2段階目シングルプライス領域）に位置する電源については、当該範囲内の最も高い電源の約定額を当該範囲内の他の電源にも適用する案が示された。



第113回 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会 制度検討作業部会 (2026.4.3)

資料5 容量市場について

市場競争が限定的なエリアでの約定価格の決定方法（適用の解除について）

（現行制度の整理）

- 容量市場は、全国単一市場として、全国大で供給信頼度を満たすように容量を確保するが、連系線制約を考慮すると、各エリアの供給信頼度が確保できないことがあり、その場合には市場分断する。市場分断したエリアは、供給信頼度を満たすまでそのエリアの応札価格の安い順に約定し、約定した電源のうち一番高い応札価格を約定価格としている。
- 他方、市場競争が限定的となっているおそれがあるエリアにおいては、コストが非常に高い電源も含め、ほぼすべての電源が約定する可能性が考えられる。その場合、エリアプライスについてもコストが非常に高い電源に連動して高くなる。その影響緩和策として、市場競争が限定的なエリア（隣接エリアのエリアプライスの1.5倍を超えたエリア）においては、隣接エリアのエリアプライスの1.5倍を当該エリアのエリアプライスとし、応札価格が当該エリアのエリアプライスを上回る電源については、応札価格を約定価格（マルチプライス）としている。

（見直し案）

- 上述のように、本制度措置は、小売電気事業者に対する容量拠出金負担水準の影響緩和策である。
- 本日、ご議論いただいた影響緩和措置を適用した場合、同じ目的である措置が重複することとなる。また、確実な供給力確保に対応するという観点から、二段階でシングルプライスオークションを行うことが望ましいのではないかと考えている。(P5参照)
- 今回、Net CONE（上限価格含む）の見直しに伴う影響緩和措置を新たに設けることとなれば、約定総額に対する影響緩和は講じられることから、本影響緩和措置の実施を前提に、これまで実施してきた隣接エリアのエリアプライスの1.5倍を超える場合にマルチプライス方式を適用する措置は、解除することとしてはどうか*。

*市場分断したエリアに関して、当該エリアにおいて応札価格の安い順に、供給信頼度を満たすまで追加で供給力を確保する処理は維持する。

2. 本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント

③追加オークションで調達を予定している供給力および発動指令電源の応札上限容量の扱い (1/5)

※変更後欄の青文字は主な反映事項以外を起因とした更新です。

【募集要綱】 第6章 落札電源及び約定価格の決定方法 1.落札電源の決定方法

<変更前>

<変更後>

(1) 以下の手順にて落札電源を決定します。

(略)

ウ 各エリアの調達量(※1)から、各エリアの停電の発生頻度、継続時間、発生範囲によって表現される電力供給の信頼性(以下「供給信頼度」という。)をシミュレーションにより確認します。需要曲線と供給曲線の交点における供給力をもとに設定した供給信頼度(以下「全国の供給信頼度」という。)に対して供給力が不足しているエリア(ブロック※2)がある場合には、当該エリア(ブロック)の市場が分断され、別途約定処理を行います(詳細は以下(2)を参照)。

※1 FIT電源の期待容量(洋上風力ゼロプレミアム案件を含む)、追加オークションで調達を予定している供給力(H3需要比で各エリアへ分配)、容量市場外で一定の蓋然性がある供給力として国の審議会で整理された控除量(以下「容量市場外の見込み供給力控除量」という。)、長期脱炭素電源オークションの契約容量のうち実需給年度2029年度に制度適用となる契約容量及び本機関の業務規程第33条の規定に基づく電源入札制度を活用した電源等の期待容量の合計(以下「FIT電源等の期待容量等」という。)を含みます。ただし、石炭とバイオマスの混焼を行うFIT電源は、当該発電設備を供給計画に計上していること(供給計画に関連した石炭混焼バイオマス発電設備の事業者報告で確認がなされたもの)を前提に、以下の場合、応札後に当該設備のFIT及び非FIT分の供給力を期待容量として織り込みます。

- a FIT制度の適用を想定して応札しなかった場合
- b 「1.落札電源の決定方法」により、非落札電源となった場合(この場合、当該非落札電源をFIT電源等の期待容量等へ織り込んだうえで、約定処理を行います。ただし、当該非落札電源の内、応札価格が当該エリア(ブロック)の最後に追加した電源等の応札価格を下回った電源については、最も高い応札価格の電源をFIT電源等の期待容量等に織り込まずに約定処理を行います。なお、当該非落札電源が再度非落札となった場合は、本項目の対象外の電源とします)

※2 市場が分断していない複数のエリアの総称

(1) 以下の手順にて落札電源を決定します。

(略)

ウ 各エリアの調達量(※1)から、各エリアの停電の発生頻度、継続時間、発生範囲によって表現される電力供給の信頼性(以下「供給信頼度」という。)をシミュレーションにより確認します。需要曲線と供給曲線の交点における供給力をもとに設定した供給信頼度(以下「全国の供給信頼度」という。)に対して供給力が不足しているエリア(ブロック※2)がある場合には、当該エリア(ブロック)の市場が分断され、別途約定処理を行います(詳細は以下(2)を参照)。

※1 FIT電源の期待容量(洋上風力ゼロプレミアム案件を含む)、~~追加オークションで調達を予定している供給力(H3需要比で各エリアへ分配)~~、容量市場外で一定の蓋然性がある供給力として国の審議会で整理された控除量(以下「容量市場外の見込み供給力控除量」という。)、長期脱炭素電源オークションの契約容量のうち実需給年度2030年度に制度適用となる契約容量及び本機関の業務規程第33条の規定に基づく電源入札制度を活用した電源等の期待容量の合計(以下「FIT電源等の期待容量等」という。)を含みます。ただし、石炭とバイオマスの混焼を行うFIT電源は、当該発電設備を供給計画に計上していること(供給計画に関連した石炭混焼バイオマス発電設備の事業者報告で確認がなされたもの)を前提に、以下の場合、応札後に当該設備のFIT及び非FIT分の供給力を期待容量として織り込みます。

- a FIT制度の適用を想定して応札しなかった場合
- b 「1.落札電源の決定方法」により、非落札電源となった場合(この場合、当該非落札電源をFIT電源等の期待容量等へ織り込んだ~~上~~で、約定処理を行います。ただし、当該非落札電源の内、応札価格が当該エリア(ブロック)の最後に追加した電源等の応札価格を下回った電源については、最も高い応札価格の電源をFIT電源等の期待容量等に織り込まずに約定処理を行います。なお、当該非落札電源が再度非落札となった場合は、本項目の対象外の電源とします。)

※2 市場が分断していない複数のエリアの総称



2. 本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント

③追加オークションで調達を予定している供給力および発動指令電源の応札上限容量の扱い (2/5)

※変更後欄の青文字は主な反映事項以外を起因とした更新です。

【募集要綱】 第6章 落札電源及び約定価格の決定方法 1. 落札電源の決定方法

<変更前>

- (1) 以下の手順にて落札電源を決定します。
(略)
エ 発動指令電源についてはメインオークションにおける応札上限容量を定め別途公表いたします。
なお、発動指令電源の調整係数については応札の受付期間後に決定(※)し、応札容量に調整係数を乗じた容量にて約定処理を行います。また、応札容量に調整係数を乗じた容量が1,000kW未満となる場合は、当該電源等は非落札電源とします。
※発動指令電源の調Q調整係数は、メインオークションの約定結果の公表に合わせて公表します。

発動指令電源の調整係数は、発動指令電源のメインオークションにおける応札容量と追加オークションで調達を予定している供給力(発動指令電源分の1%をH3需要比で各エリアへ分配)を加え、以下①～③の順で応札の受付期間後に算定を行います。

① 全国の需要曲線と全国の供給曲線の交点から発動指令電源の調整係数反映前の応札容量を確認します(※1、※2)。

② 各エリアの発動指令電源の調整係数反映前の応札容量に追加オークションで調達を予定している供給力(発動指令電源分の1%をH3需要比で各エリアへ分配)を加えたものを各エリアの応札容量とします。

③ 各エリアの応札容量から発動指令電源の調整係数を算定します(※3)。

※1 発動指令電源の応札容量の合計がメインオークションにおける応札上限容量を超過し、かつ当該応札上限容量を超える点において、同一価格の応札が複数存在する場合は、以下a、bの順で同一価格の調整係数反映前の応札容量を確認します。

a. エリア需要の4%を超過していないエリアは全て対象とする。

b. エリア需要の4%を超過しているエリアは、エリア需要に対する超過率が等しくなるように当該エリアへ容量を分配する。

※2 発動指令電源の全国の応札容量が応札上限容量以下、かつ全国の需要曲線と全国の供給曲線の交点に発動指令電源の同一価格の応札が複数ある場合は、その同一価格の応札すべてを含めます。

※3 調整係数を算定した後に、市場が分断され、追加・減少処理を行った場合においても調整係数の再算定は行いません。

<変更後>

- (1) 以下の手順にて落札電源を決定します。
(略)
エ 発動指令電源についてはメインオークションにおける応札上限容量を定め別途公表いたします。
なお、発動指令電源の調整係数については応札の受付期間後に決定(※)し、応札容量に調整係数を乗じた容量にて約定処理を行います。また、応札容量に調整係数を乗じた容量が1,000kW未満となる場合は、当該電源等は非落札電源とします。
※発動指令電源の調Q調整係数は、メインオークションの約定結果の公表に合わせて公表します。

発動指令電源の調整係数は、発動指令電源のメインオークションにおける応札容量よりと追加オークションで調達を予定している供給力(発動指令電源分の1%をH3需要比で各エリアへ分配)を加え、以下①～③の手順で応札の受付期間後に算定を行います。

① 全国の需要曲線と全国の供給曲線の交点から発動指令電源の調整係数反映前の応札容量を確認します(※1、※2)。

② 各エリアの発動指令電源の調整係数反映前の応札容量に追加オークションで調達を予定している供給力(発動指令電源分の1%をH3需要比で各エリアへ分配)を加えたものを各エリアの応札容量とします。

②③ 各エリアの応札容量から発動指令電源の調整係数を算定します(※3)。

※1 発動指令電源の応札容量の合計がメインオークションにおける応札上限容量を超過し、かつ当該応札上限容量を超える点において、同一価格の応札が複数存在する場合は、以下a、bの順で同一価格の調整係数反映前の応札容量を確認します。

a. エリア需要の5.4%を超過していないエリアは全て対象とする。

b. エリア需要の5.4%を超過しているエリアは、エリア需要に対する超過率が等しくなるように当該エリアへ容量を分配する。

※2 発動指令電源の全国の応札容量が応札上限容量以下、かつ全国の需要曲線と全国の供給曲線の交点に発動指令電源の同一価格の応札が複数ある場合は、その同一価格の応札すべてを含めます。

※3 調整係数を算定した後に、市場が分断され、追加・減少処理を行った場合においても調整係数の再算定は行いません。

③追加オークションで調達を予定している供給力および発動指令電源の応札上限容量の扱い (3/5)

※変更後欄の青文字は主な反映事項以外を起因とした更新です。

【募集要綱】 第6章 落札電源及び約定価格の決定方法 1. 落札電源の決定方法

<変更前>

- (1) 以下の手順にて落札電源を決定します。
- (略)
- エ 発動指令電源についてはメインオークションにおける応札上限容量を定め別途公表いたします。
- (略)
- 発動指令電源の応札容量に調整係数を乗じた容量で約定処理を行い、発動指令電源の落札電源を決定します。
- 発動指令電源の応札容量の合計がメインオークションにおける応札上限容量を超過し、かつ当該応札上限容量を超える点において、同一価格の応札が複数存在する場合は以下の手順で同一価格の応札の約定処理を行います。
- ① エリア需要の4%を超過していないエリアは全て落札電源とします
- ② エリア需要の4%を超過しているエリアは、超過率が等しくなるように当該エリアへ落札可能な容量を分配します。
- ③ 当該エリア内の落札、非落札は実効性達成率の高い順に落札電源とします。
- なお、実効性達成率※1は以下の式で算定します。
- 対象実需給年度2026年向け実効性テストに参加した事業者の実効性達成率 (%)
$$= \Sigma (\text{当該事業者の対象実需給年度2026年向け実効性テスト後のアセスメント対象容量}) \times 2 \times 3 \div \Sigma (\text{当該事業者の対象実需給年度2026年向けメインオークション契約時点のアセスメント対象容量}) \times 3 \times 100$$
 - 対象実需給年度2026年向け実効性テストに参加していない事業者の実効性達成率 (%)
$$= \Sigma (\text{全事業者の対象実需給年度2026年向け実効性テスト後のアセスメント対象容量}) \times 2 \times 3 \div \Sigma (\text{全事業者の対象実需給年度2026年向けメインオークション契約時点のアセスメント対象容量}) \times 3 \times 100$$
- ※1 エリアごとではなく、全エリアの電源にて実効性達成率 (%) を算定します。小数点第11位を四捨五入します。
- ※2 実効性テストにおける発動実績が、実効性テスト実施時のアセスメント対象容量を超える場合は、アセスメント対象容量をテスト結果とします。
- ※3 発動指令電源のアセスメント対象容量は調整係数反映前の容量とします。
- ④③において同一条件の札がある場合の約定、未約定はランダムに決定します。

<変更後>

- (1) 以下の手順にて落札電源を決定します。
- (略)
- エ 発動指令電源についてはメインオークションにおける応札上限容量を定め別途公表いたします。
- (略)
- 発動指令電源の応札容量に調整係数を乗じた容量で約定処理を行い、発動指令電源の落札電源を決定します。
- 発動指令電源の応札容量の合計がメインオークションにおける応札上限容量を超過し、かつ当該応札上限容量を超える点において、同一価格の応札が複数存在する場合は以下の手順で同一価格の応札の約定処理を行います。
- ① エリア需要の5.4%を超過していないエリアは全て落札電源とします
- ② エリア需要の5.4%を超過しているエリアは、超過率が等しくなるように当該エリアへ落札可能な容量を分配します。
- ③ 当該エリア内の落札、非落札は実効性達成率の高い順に落札電源とします。
- なお、実効性達成率※1は以下の式で算定します。
- 対象実需給年度2027年向けメインオークションにおいて発動指令電源で落札した実効性テストに参加した事業者の実効性達成率 (%)
$$= \Sigma (\text{当該事業者の対象実需給年度2027年向け実効性テスト後の期待容量アセスメント対象容量}) \times 2 \times 3 \div \Sigma (\text{当該事業者の対象実需給年度2027年向けメインオークション契約時点のアセスメント対象容量}) \times 3 \times 100$$
 - 対象実需給年度2027年向けメインオークションにおいて発動指令電源で落札していない実効性テストに参加していない事業者の実効性達成率 (%)
$$= \Sigma (\text{全事業者の対象実需給年度2027年向け実効性テスト後の期待容量アセスメント対象容量}) \times 2 \times 3 \times 4 \div \Sigma (\text{全事業者の対象実需給年度2027年向けメインオークション契約時点のアセスメント対象容量}) \times 3 \times 4 \times 100$$
- ※1 エリアごとではなく、全エリアの電源にて実効性達成率 (%) を算定します。小数点第11位を四捨五入します。また対象実需給年度2027年向けメインオークションにおいて発動指令電源で落札した電源のみで算定します。
- ※2 実効性テスト後の期待容量における発動実績が、メインオークション契約時点の実効性テスト実施時のアセスメント対象容量を超える場合は、メインオークション契約時点のアセスメント対象容量をテスト結果とします。
- ※3 期待容量、発動指令電源のアセスメント対象容量は調整係数反映前の容量とします。
- ※4 対象実需給年度2027年向けメインオークションにおいて発動指令電源で落札した全事業者
- ④③において同一条件の札がある場合の約定、未約定はランダムに決定します。

2. 本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント

③追加オークションで調達を予定している供給力および発動指令電源の応札上限容量の扱い（4/5）

第73回容量市場の在り方等に関する検討会
(2026.5.27)

資料4 追加オークションで調達を見込む供給
力の扱いについて

6. 今後の「追加オークションで調達を予定している供給力」の扱いについて 19

- メインオークションで落札された電源のうち、市場退出の状況としては、**H3需要の約3%が市場退出**している。また、これまでの追加オークション開催判断の状況を踏まえると、メインオークションでH3需要の2%控除を行わなかった場合でも、**追加オークションが開催される可能性は十分にある。**
- 発動指令電源については、メインオークションでの応札量が増加傾向にあり、**足元では応札上限容量を上回る状況**になっている。また、追加オークションにおいて、仮に応札上限容量からH3需要の1%減らした場合でも、これまでの結果を踏まえると、**応札量が上限容量を超えるような状況にはない。**
- これまでのオークションの実態に加え、国の審議会で示されている需要増加や経年火力の休廃止による供給力不足のシグナルを踏まえて、**追加オークションで調達を予定している供給力（H3需要の2%分）**について、**メインオークションで全量を調達することとしてはどうか。**
- 将来的に、追加オークションが開催されにくくなるような市場環境の変化が生じた場合における発動指令電源の扱いについては、市場退出の状況や応札動向を確認しつつ、包括的検証で示された意見等も踏まえ、国と連携のうえ、引き続き検討を進めることとする。

2. 本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント

③追加オークションで調達を予定している供給力および発動指令電源の応札上限容量の扱い (5/5)

第73回容量市場の在り方等に関する検討会
(2026.5.27)

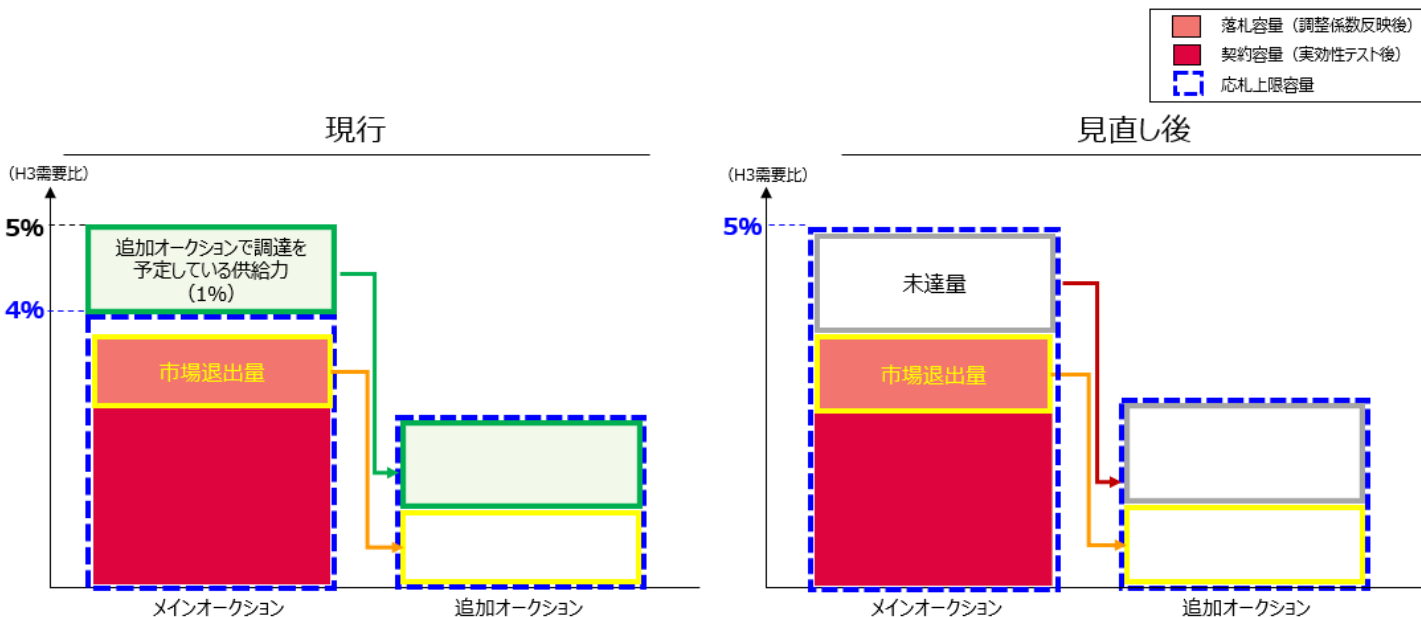
資料4 追加オークションで調達を見込む供給
力の扱いについて

6. 今後の「追加オークションで調達を予定している供給力」の扱いについて 発動指令電源の応札上限容量の扱い

20

- 追加オークションで調達を予定している供給力の扱いの見直しに合わせて、発動指令電源の応札上限容量の扱いを以下に見直してはどうか。

- ▶ メインオークションにおける応札上限容量を現行の「**H3需要の4%**」から「**5%**」とする。
- ▶ 追加オークションにおける応札上限容量を現行の「**H3需要の1% + 市場退出量**」から「**メインオークション未達量 + 市場退出量**」とする。



2. 本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント

④調整不調電源に適用する容量確保契約金額の減額の扱いの見直し（1/33）

※変更後欄の青文字は主な反映事項以外を起因とした更新です。

【募集要綱】 第7章 契約条件 1.容量確保契約金額

<変更前>

容量確保契約金額とは、容量確保契約に基づき本機関から容量提供事業者に対して支払われる年間の予定金額をいい、落札された電源等ごとに算定します。契約単価（円/kW）に容量確保契約に定める容量確保契約容量（以下「契約容量」という。）（kW）を乗じて得た金額を基準として、以下の計算式で算定します。

容量確保契約金額（円）

$$\begin{aligned} &= \text{契約単価} \times \text{契約容量} \\ &\quad - \text{容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額} \\ &\quad - \text{調整不調電源に適用する容量確保契約金額の減額} \end{aligned}$$

※1：メインオークションと調達オークションの個々の電源の約定価格を落札容量により加重平均し、円未満の端数は切り捨てして算定したもの。ただし、リリースオークション約定結果（部分リリース）に基づく変更後の契約容量に対応する契約単価はメインオークションで決定した契約単価とします。

※2：発動指令電源の契約容量は、応札容量に調整係数を乗じた容量（1kW未満の端数は切り捨て）とします。

※3：「本章2 容量確保契約金額の算出に関する経過措置」を参照

※4：「本章4 リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ」を参照

<変更後>

容量確保契約金額とは、容量確保契約に基づき本機関から容量提供事業者に対して支払われる年間の予定金額をいい、落札された電源等ごとに算定します。契約単価（円/kW）に容量確保契約に定める容量確保契約容量（以下「契約容量」という。）（kW）を乗じて得た金額を基準として、以下の計算式で算定します。

容量確保契約金額（円）

$$\begin{aligned} &= \text{契約単価} \times \text{契約容量} \\ &\quad - \text{容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額} \\ &\quad - \text{調整不調電源に適用する容量確保契約金額の減額} \end{aligned}$$

※1：メインオークションと調達オークションの個々の電源の約定価格を落札容量により加重平均し、円未満の端数は切り捨てして算定したもの。ただし、リリースオークション約定結果（部分リリース）に基づく変更後の契約容量に対応する契約単価はメインオークションで決定した契約単価とします。

※2：発動指令電源の契約容量は、応札容量に調整係数を乗じた容量（1kW未満の端数は切り捨て）とします。

※3：「~~本章2~~ 容量確保契約金額の算出に関する経過措置」を参照

※4：「~~本章4~~ リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ」を参照



2. 本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント

④調整不調電源に適用する容量確保契約金額の減額の扱いの見直し（2/33）

※変更後欄の青文字は主な反映事項以外を起因とした更新です。

【募集要綱】 第7章 契約条件 4.リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ

<変更前>

4-1 実需給期間前

(略)

(3) ペナルティ

本機関は、前項の実需給期間前のアセスメントの結果に基づき、以下の各号に掲げるとおり、容量確保契約金額の減額又は経済的ペナルティを科します。本機関は、算定した容量確保契約金額の減額又は経済的ペナルティを容量提供事業者へ通知します。通知された容量確保契約金額の減額又は経済的ペナルティに対して異議がある場合、本機関に申し出ることができます。

容量提供事業者から異議の申し出があった場合、本機関はその内容を確認し、容量提供事業者へ容量確保契約金額の減額又は経済的ペナルティの変更の有無を通知します。容量確保契約金額の減額又は経済的ペナルティが変更される場合は、変更後の容量確保契約金額の減額又は経済的ペナルティも合わせて通知します。

容量提供事業者が重大な違反行為を行った場合、当該容量提供事業者に対し、一定期間の容量オークションへの参加制限、期待容量の評価引き下げ等の参入ペナルティが科されることがあります。

<変更後>

4-1 実需給期間前

(略)

(3) ペナルティ

本機関は、前項の実需給期間前のアセスメントの結果に基づき、以下の各号に掲げるとおり、**容量確保契約金額の減額又は経済的ペナルティを科します。**
なお、調整不調電源に科される経済的ペナルティは対象実需給年度前に算定し、各月の容量確保契約金額の支払・請求の初月の算定時に反映します。

本機関は、算定した**容量確保契約金額の減額又は経済的ペナルティ**を容量提供事業者へ通知します。通知された**容量確保契約金額の減額又は経済的ペナルティ**に対して異議がある場合、本機関に申し出ることができます。

容量提供事業者から異議の申し出があった場合、本機関はその内容を確認し、容量提供事業者へ**容量確保契約金額の減額又は経済的ペナルティ**の変更の有無を通知します。**容量確保契約金額の減額又は経済的ペナルティ**が変更される場合は、変更後の**容量確保契約金額の減額又は経済的ペナルティ**も合わせて通知します。

容量提供事業者が重大な違反行為を行った場合、当該容量提供事業者に対し、一定期間の容量オークションへの参加制限、期待容量の評価引き下げ等の参入ペナルティが科されることがあります。



2. 本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント

④調整不調電源に適用する容量確保契約金額の減額の扱いの見直し (3/33)

※変更後欄の青文字は主な反映事項以外を起因とした更新です。

【募集要綱】 第7章 契約条件 4.リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ

<変更前>

4-1 実需給期間前
(略)

(3) ペナルティ

ア 電源等の区分が安定電源及び変動電源の場合

調整不調電源に適用する容量確保契約金額の減額

調整不調電源の調整不調の結果として生じる供給力の不足量に応じて、調整不調となった日数に対して以下の減額率を適用し、容量確保契約金額を減じます。ただし、本機関が容量停止計画の調整ができなかった事由が合理的と判断する場合や、送配電設備の停止等により属地一般送配電事業者と容量停止計画の調整を実施した場合は、容量確保契約金額の減額の対象外とする場合があります。

なお、容量停止計画の調整以降に、容量提供事業者の事由による停止期間の追加、変更により供給信頼度確保へ影響を与える場合には、下記2)で算定される額の1.5倍したものを容量確保契約金額から減額する場合があります。

また、本号において、変動電源（アグリゲート）は対象外とします。

減額※1 = (契約単価※2 × 契約容量 - 容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額) × 減額率 (A) × 調整不調日数 (B)

(A) 減額率 = 追加設備量※3を利用する場合の減額率 (A-①)
+ 供給信頼度確保に影響を与える場合の減額率 (A-②)

(A-①) 追加設備量を利用する場合の減額率
= 0.3%/日 × (追加設備量を利用する容量 ÷ 追加設備量)
× (追加設備量を利用する容量 ÷ 停止対象容量)

(A-②) 供給信頼度確保に影響を与える場合の減額率
= 0.6%/日 × (供給信頼度確保に影響を与える容量 ÷ 停止対象容量)

(B) 調整不調日数 = 出力可能容量に関する補正率 (B-①) × 1ヶ月の日数
(B-①) 出力可能容量に関する補正率
= (1 - 出力可能容量 ÷ 応札単位のアセスメント対象容量)

※1：調整不調電源に適用する容量確保契約金額の減額は円未満を切り捨て

※2：メインオークションと調達オークションの個々の電源の約定価格を落札容量により加重平均し、円未満の端数は切り捨てして算定したものとします。ただし、リリースオークション（部分リリース）によるリリース容量を反映した契約容量に適用する契約単価はメインオークションで決定した契約単価とします。

※3：電源が一定の年間停止可能量を確保するために容量オークションで追加的に確保する供給設備量

<変更後>

4-1 実需給期間前
(略)

(3) ペナルティ

ア 電源等の区分が安定電源及び変動電源の場合

調整不調電源に**科される経済的ペナルティ**

調整不調電源の調整不調の結果として生じる供給力の不足量に応じて、調整不調となった日数に対して**以下の経済的ペナルティを科します**。ただし、本機関が容量停止計画の調整ができなかった事由が合理的と判断する場合や、送配電設備の停止等により属地一般送配電事業者と容量停止計画の調整を実施した場合は、**経済的ペナルティ**の対象外とする場合があります。

なお、容量停止計画の調整以降に、容量提供事業者の事由による停止期間の追加、変更により供給信頼度確保へ影響を与える場合には、下記2)で算定される額を1.5倍した**経済的ペナルティを科す**場合があります。

また、本号において、変動電源（アグリゲート）は対象外とします。

経済的ペナルティ※1 = 契約単価※2 × 契約容量※3
× 減額率 (A) × 調整不調日数 (B)

(A) 減額率 = 追加設備量※4を利用する場合の減額率 (A-①)
+ 供給信頼度確保に影響を与える場合の減額率 (A-②)

(A-①) 追加設備量を利用する場合の減額率
= 0.3%/日 × (追加設備量を利用する容量 ÷ 追加設備量)
× (追加設備量を利用する容量 ÷ 停止対象容量)

(A-②) 供給信頼度確保に影響を与える場合の減額率
= 0.6%/日 × (供給信頼度確保に影響を与える容量 ÷ 停止対象容量)

(B) 調整不調日数 = 出力可能容量に関する補正率 (B-①) × 1ヶ月の日数
(B-①) 出力可能容量に関する補正率
= (1 - 出力可能容量 ÷ 応札単位のアセスメント対象容量)

※1：**調整不調電源に科される経済的ペナルティ**は円未満を切り捨て

※2：メインオークションと調達オークションの個々の電源の約定価格を落札容量により加重平均し、円未満の端数は切り捨てして算定したものとします。ただし、リリースオークション（部分リリース）によるリリース容量を反映した契約容量に適用する契約単価はメインオークションで決定した契約単価とします。

※3：**実需給が始まるタイミングの契約容量で計算します**。ただし、**契約容量がメインオークション落札時の契約容量を上回る場合は、メインオークション落札時の契約容量で計算します**。

※4：電源が一定の年間停止可能量を確保するために容量オークションで追加的に確保する供給設備量

※スペースの制約により、本ページの変更後欄は、
削除箇所を取り消し線表記としておりません。

2. 本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント

④調整不調電源に適用する容量確保契約金額の減額の扱いの見直し (4/33)

※変更後欄の青文字は主な反映事項以外を起因とした更新です。

【募集要綱】 第7章 契約条件 4.リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ

<変更前>

4-2 実需給期間中
(略)

(4) ペナルティの扱いについて

ア 経済的ペナルティの年間上限額及び月間上限額は、以下の計算式で算定される金額とします。ただし、発動指令電源及び非効率石炭火力電源の稼働抑制の未達成に対する経済的ペナルティについては、月間上限額の対象外とします。

年間上限額 (円) = 容量確保契約金額 (円) × 110%

月間上限額 (円) = 容量確保契約金額 (円) × 18.3%

<変更後>

4-2 実需給期間中
(略)

(5-4) ペナルティの扱いについて

ア 経済的ペナルティの年間上限額及び月間上限額は、以下の計算式で算定される金額とします。ただし、発動指令電源及び非効率石炭火力電源の稼働抑制の未達成に対する経済的ペナルティについては、月間上限額の対象外とします。

年間上限額※ (円) = 容量確保契約金額 (円) × 110%

月間上限額 (円) = 容量確保契約金額 (円) × 月間上限額レート
18.3%

※容量確保契約約款第16条に定める調整不調電源に科される経済的ペナルティが科される場合は差し引いた金額とします。

月間上限額レートは以下の通りとします。供給力提供開始実績が対象実需給年度の3月の場合は、月間上限額は適用されません。また、電源等の区分が変動電源（アグリゲート）の場合においては、月間上限額レートは18.3%とします。

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の4月以前・・・ 18.3%

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の5月・・・ 20.0%

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の6月・・・ 22.0%

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の7月・・・ 24.4%

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の8月・・・ 27.5%

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の9月・・・ 31.4%

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の10月・・・ 36.7%

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の11月・・・ 44.0%

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の12月・・・ 55.0%

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の1月・・・ 73.3%

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の2月・・・ 110.0%

2. 本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント

④調整不調電源に適用する容量確保契約金額の減額の扱いの見直し（5/33）

※変更後欄の青文字は主な反映事項以外を起因とした更新です。

【募集要綱】 第7章 契約条件 5.容量確保契約金額（各月）の支払・請求について

<変更前>

（1）毎月の支払又は請求は、容量確保契約金額（各月）から、「本章4. リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ」に基づき算定される実需給期間中の経済的ペナルティを減じることにより算定し、正值となる場合は支払金額とし、負値となる場合は請求金額とします。

<変更後>

（1）毎月の支払又は請求は、容量確保契約金額（各月）から、「本章4. リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ」に基づき算定される実需給期間中の経済的ペナルティを減じることにより算定~~し~~する。ただし、支払又は請求の初月においては、調整不調電源に科される経済的ペナルティ、実需給期間中の経済的ペナルティを減じることにより算定する。算定した金額が正值となる場合は支払金額とし、負値となる場合は請求金額とします。



2. 本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント

④調整不調電源に適用する容量確保契約金額の減額の扱いの見直し（6/33）

※変更後欄の青文字は主な反映事項以外を起因とした更新です。

【約款（2030年度以降）】 第2章 容量確保契約金額 第7条 容量確保契約金額の算定

<変更前>

1. 容量確保契約金額は、次の算式に基づき算定された金額とします。

容量確保契約金額

= 契約単価※1 × 契約容量

- 第16条第1項に基づき調整不調電源に科される経済的ペナルティ※2

※1：メインオークションと調達オークションの個々の電源の約定価格を落札容量により加重平均し、円未満の端数は切り捨てして算定したもの。ただし、リリースオークション（部分リリース）によるリリース容量を反映した契約容量に適用する契約単価はメインオークションで決定した契約単価とする。

※2：容量停止計画に対する、追加設備量を利用する容量及び供給信頼度確保に影響を与える容量の割合で補正

<変更後>

1. 容量確保契約金額は、次の算式に基づき算定された金額とします。

容量確保契約金額

= 契約単価※1 × 契約容量

~~- 第16条第1項に基づき調整不調電源に科される経済的ペナルティ※2~~

※1：メインオークションと調達オークションの個々の電源の約定価格を落札容量により加重平均し、円未満の端数は切り捨てして算定したもの。ただし、リリースオークション（部分リリース）によるリリース容量を反映した契約容量に適用する契約単価はメインオークションで決定した契約単価とする。

~~※2：容量停止計画に対する、追加設備量を利用する容量及び供給信頼度確保に影響を与える容量の割合で補正~~



2. 本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント

④調整不調電源に適用する容量確保契約金額の減額の扱いの見直し（7/33）

※変更後欄の青文字は主な反映事項以外を起因とした更新です。

【約款（2030年度以降）】 第2章 容量確保契約金額 第8条 各月の容量確保契約金額の支払・請求

<変更前>

1. 本機関は、実需給年度の9月から翌年8月までの間、各月の末日（当該日が金融機関休業日に該当する場合は、その前営業日）までに、前条に基づき算出された容量確保契約金額（各月）から第19条に基づき算定される実需給期間中の経済的ペナルティ及び第27条3項に基づき算定される契約解除の経済的ペナルティを減じた金額が正值となる場合、算定された金額（以下「支払金額」という）を支払うものとします。
2. 前項に基づき算定された金額が負値となる場合、本機関は容量提供事業者に対して、当該金額（以下「請求金額」という）を請求します。
3. 請求に対する入金期限日は実需給年度の9月から翌年8月までの間、各月の末日（当該日が金融機関休業日に該当する場合はその前営業日）とします。

<変更後>

1. 本機関は、実需給年度の9月から翌年8月までの間、各月の末日（当該日が金融機関休業日に該当する場合は、その前営業日）までに、前条に基づき算出された容量確保契約金額（各月）から第19条に基づき算定される実需給期間中の経済的ペナルティ及び第27条3項に基づき算定される契約解除の経済的ペナルティを減じることにより算定する。ただし、実需給年度の初月においては第16条に基づき算定される調整不調電源に科される経済的ペナルティも控除対象とし算定する。算定した金額が正值となる場合、算定された金額（以下「支払金額」という。）を支払うものとします。
2. 前項にかかわらず、契約電源の電源等の区分が安定電源、変動電源（単独）で、かつ供給力提供開始予定が対象実需給年度の4月以降となる場合、本機関は、供給力提供開始予定の5か月後から翌年8月までの間、各月の末日（当該日が金融機関休業日に該当する場合は、その前営業日）までに、前条に基づき算出された容量確保契約金額（各月）から第19条に基づき算定される実需給期間中の経済的ペナルティ及び第27条3項に基づき算定される契約解除の経済的ペナルティを減じることにより算定する。ただし、実需給年度の初月においては第16条に基づき算定される調整不調電源に科される経済的ペナルティも控除対象とし算定する。算定した金額が正值となる場合、算定された金額（以下、前項にて算定された金額を含め「支払金額」という。）を支払うものとします。
3. 前2項に基づき算定された金額が負値となる場合、本機関は容量提供事業者に対して、当該金額（以下「請求金額」という）を請求します。
3. 請求に対する入金期限日は実需給年度の9月から翌年8月までの間、各月の末日（当該日が金融機関休業日に該当する場合はその前営業日）とします。



2. 本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント

④調整不調電源に適用する容量確保契約金額の減額の扱いの見直し（8/33）

※変更後欄の青文字は主な反映事項以外を起因とした更新です。

【約款（2030年度以降）】 第3章 権利及び義務 第16条 実需給期間前の経済的ペナルティ

<変更前>

本機関は、第15条の実需給期間前のアセスメントの結果に基づき、以下の各号に掲げるとおり、経済的ペナルティを科します。

①電源等の区分が安定電源及び変動電源の場合

(1)調整不調電源に科される経済的ペナルティ

調整不調電源の調整不調の結果として生じる供給力の不足量に応じて、調整不調となった日数に対して以下の減額率を適用し、容量確保契約金額を減じます。

ただし、本号において、変動電源（アグリゲート）は対象外とします。

i 追加設備量※1を利用する場合

契約単価※2 × 契約容量 × 0.3%/日 × 調整不調の日数※3※4

ii 供給信頼度確保へ影響を与える場合

契約単価※2 × 契約容量 × 0.6%/日 × 調整不調の日数※3※4

※1：電源が一定の年間停止可能量を確保するために容量オークションで追加的に確保する供給設備量

※2：メインオークションと調達オークションの個々の電源の約定価格を落札容量により加重平均し、円未満の端数は切り捨てして算定したもの。ただし、リリースオークション（部分リリース）によるリリース容量を反映した契約容量に適用する契約単価はメインオークションで決定した契約単価とする。

※3：容量停止計画に対して追加設備量を利用する量及び供給信頼度確保に影響を与える量の割合で補正

※4：調整不調電源に科される経済的ペナルティに対して円未満を切り捨て
なお、容量停止計画の調整以降に、容量提供事業者の事由による停止期間の追加、変更により供給信頼度確保へ影響を与える場合には、上記で算定される額の1.5倍のペナルティを科す場合があります。

<変更後>

1. 本機関は、前第15条の実需給期間前のアセスメントの結果に基づき、以下の各号に掲げるとおり、経済的ペナルティを科します。

①電源等の区分が安定電源及び変動電源の場合

(1)調整不調電源に科される経済的ペナルティ

調整不調電源の調整不調の結果として生じる供給力の不足量、及び調整不調となった日数に応じて、以下の経済的ペナルティを科します。ただし、本機関が容量停止計画の調整ができなかった事由が合理的と判断する場合や、送配電設備の停止等により属地一般送配電事業者と容量停止計画の調整を実施した場合は、経済的ペナルティの対象外とする場合があります。

経済的ペナルティ※1 = 契約単価※2 × 契約容量※3 × 減額率（A）
× 調整不調日数（B）

（A）減額率 = 追加設備量※4を利用する場合の減額率（A—①）
+ 供給信頼度確保に影響を与える場合の減額率（A—②）

（A—①）追加設備量を利用する場合の減額率
= 0.3%/日 × （追加設備量を利用する容量 / 追加設備量）
× （追加設備量を利用する容量 / 停止対象容量）

（A—②）供給信頼度確保に影響を与える場合の減額率
= 0.6%/日 × （供給信頼度確保に影響を与える容量 / 停止対象容量）

（B）調整不調日数 = 出力可能容量に関する補正率（B—①） × 1ヶ月の日数
（B—①）出力可能容量に関する補正率

= （1 - 出力可能容量 / 応札単位のアセスメント対象容量）

※1：調整不調電源に科される経済的ペナルティは円未満を切り捨て

※2：メインオークションと調達オークションの個々の電源の約定価格を落札容量により加重平均し、円未満の端数は切り捨てして算定したもの。ただし、リリースオークション（部分リリース）によるリリース容量を反映した契約容量に適用する契約単価はメインオークションで決定した契約単価とする。

※3：実需給が始まるタイミングの契約容量で計算します。ただし、契約容量がメインオークション落札時の契約容量を上回る場合は、メインオークション落札時の契約容量で計算します。

※4：電源が一定の年間停止可能量を確保するために容量オークションで追加的に確保する供給設備量

なお、容量停止計画の調整以降に、容量提供事業者の事由による停止期間の追加、変更により供給信頼度確保へ影響を与える場合には、上記で算定される額を1.5倍した経済的ペナルティを科す場合があります。

※スペースの制約により、本ページの変更後欄は、削除箇所を取り消し線表記としておりません。

2. 本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント

④調整不調電源に適用する容量確保契約金額の減額の扱いの見直し（9/33）

※変更後欄の青文字は主な反映事項以外を起因とした更新です。

【約款（2030年度以降）】 第3章 権利及び義務 第16条 実需給期間前の経済的ペナルティ

<変更前>

<変更後>

(新設)

(略)

2. 前条第1項第1号(1)に定める調整不調電源に科される経済的ペナルティは、対象実需給年度前に算定し、第8条に示す各月の容量確保契約金額の支払・請求の初月の算定時に反映します。



2. 本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント

④調整不調電源に適用する容量確保契約金額の減額の扱いの見直し（10/33）

※変更後欄の青文字は主な反映事項以外を起因とした更新です。

【約款（2030年度以降）】 第3章 権利及び義務 第20条 実需給期間中の経済的ペナルティの上限

<変更前>

1. 第19条に示す実需給期間中の経済的ペナルティの上限額は以下のとおりとします。

- ①年間上限額：容量確保契約金額 × 110%
- ②月間上限額：容量確保契約金額 × 18.3%

<変更後>

1. ~~前第19~~条に示す実需給期間中の経済的ペナルティの上限額は以下のとおりとします。

- ①年間上限額：容量確保契約金額 × 110%
- ②月間上限額：容量確保契約金額 × 18.3%

※第16条第1項第1号(1)に定める経済的ペナルティが科される場合は差し引いた金額とする



2. 本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント

④調整不調電源に適用する容量確保契約金額の減額の扱いの見直し（11/33）

※変更後欄の青文字は主な反映事項以外を起因とした更新です。

【約款（2030年度以降）】 第4章 契約の変更等 第25条 契約の変更

<変更前>

1. 容量提供事業者は、以下の各号のいずれかに該当する事象が生じ、容量確保契約に定められた電源等の内容に変更が生じた場合、本機関が別途定める容量市場業務マニュアルに従い、本契約を変更するものとします。

（略）

⑦第16条に基づき容量確保契約金額が変更となった場合

⑧その他、本機関が変更を必要と判断した場合

2. 前項の本契約の変更は、原則として容量市場システムを通じて行うものとします。

3. 第1項の本契約の変更は、本機関の容量確保契約の承認をもって成立するものといたします。

<変更後>

1. 容量提供事業者は、以下の各号のいずれかに該当する事象が生じ、容量確保契約に定められた電源等の内容に変更が生じた場合、本機関が別途定める容量市場業務マニュアルに従い、本契約を変更するものとします。

（略）

⑦第16条に基づき容量確保契約金額が変更となった場合

⑦⑧その他、本機関が変更を必要と判断した場合

2. 前項の本契約の変更は、原則として容量市場システムを通じて行うものとします。

3. 第1項の本契約の変更は、本機関の容量確保契約の承認をもって成立するものといたします。



2. 本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント

④調整不調電源に適用する容量確保契約金額の減額の扱いの見直し（12/33）

※変更後欄の青文字は主な反映事項以外を起因とした更新です。

【約款（2024-29年度）】 附則（2026年XX月XX日-2027） 第1条 適用対象

<変更前>

<変更後>

（新設）

1. 本附則は対象実需給年度が2027年度の容量確保契約に適用するものとします。
2. 附則（2021年7月1日）および附則（2023年8月2日）の記載によらず、本附則の内容を適用するものとします。

2. 本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント

④調整不調電源に適用する容量確保契約金額の減額の扱いの見直し（13/33）

※変更後欄の青文字は主な反映事項以外を起因とした更新です。

【約款（2024-29年度）】 附則（2026年XX月XX日-2027） 第2条 容量確保契約金額の算出に関する経過措置 <変更前> <変更後>

(新設)

対象実需給期間が2027年度の容量確保契約における本約款の第7条に示す容量確保契約金額の算定について、電源等の区分が安定電源又は変動電源（単独）の場合、第7条を以下に読み替えます。なお、本条で示す経過措置の対象となるのは、契約電源が2010年度末までに建設された電源、又は各エリアにおいてオークション応札時の応札価格が当該エリアの約定価格に入札内容に応じた控除額係数を乗じた価格以下の電源又はその両方の場合となります。

1. 容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除には、「電源等の経過年数に応じた控除」と、「入札内容に応じた控除」があります。
なお、「電源等の経過年数に応じた控除」は、契約電源が2010年度末までに建設された電源が対象となり、「入札内容に応じた控除」は、各エリアにおいてオークション応札時の応札価格が当該エリアの約定価格に入札内容に応じた控除額係数を乗じた価格以下の電源が対象となります。容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額は次の算式に基づき、メインオークションと調達オークションのそれぞれにおいて算定された金額とします。

$$\begin{aligned} & \text{容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額※} \\ & = \text{個々の電源の約定価格} \times \text{契約容量} \times (1 - \text{経過措置控除係数}) \\ \\ & \text{経過措置控除係数} \\ & = \text{電源等の経過年数に応じた控除額係数} \times \text{入札内容に応じた控除額係数} \\ \\ & \text{電源等の経過年数に応じた控除額係数} \\ & = (1 - \text{電源等の経過年数に応じた控除率}) \end{aligned}$$

※ 容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額の算定で円未満を切り捨て

2. 本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント

④調整不調電源に適用する容量確保契約金額の減額の扱いの見直し（14/33）

※変更後欄の青文字は主な反映事項以外を起因とした更新です。

【約款（2024-29年度）】 附則（2026年XX月XX日-2027） 第2条 容量確保契約金額の算出に関する経過措置 ＜変更前＞ ＜変更後＞

（新設）

（略）

2. 電源等の経過年数に応じた控除率は以下の通りとします。なお、いずれの実需給期間においても、電源等の経過年数に応じた控除額の対象でない電源の場合は0%とします。

なお、対象実需給期間が2026年度以降※1については、個々の電源の約定価格がオークションの指標価格の50%以下となった場合は、当該電源の電源等の経過年数に応じた控除率は0%とします。

※指標価格の50%の価格に端数が生じる場合は円未満を切り捨て

実需給期間が2025年度 . . . 7.5%

実需給期間が2026年度 . . . 6.0%

実需給期間が2027年度 . . . 4.5%

実需給期間が2028年度 . . . 3.0%

実需給期間が2029年度 . . . 1.5%

※1 対象実需給年度が2025年度の調達オークションにおける契約電源を含む。

3. 入札内容に応じた控除率係数は以下の通りとします。なお、いずれの実需給期間においても、入札内容に応じた控除額の対象でない電源の場合は100%とします。

なお、対象実需給期間が2026年度以降※1については、個々の電源の約定価格がオークションの指標価格の50%以下となった場合は、当該電源の入札内容に応じた控除率係数は100%とします。

※指標価格の50%の価格に端数が生じる場合は円未満を切り捨て

実需給期間が2025年度 . . . 82.0%

実需給期間が2026年度 . . . 85.6%

実需給期間が2027年度 . . . 89.2%

実需給期間が2028年度 . . . 92.8%

実需給期間が2029年度 . . . 96.4%

※1 対象実需給年度が2025年度の調達オークションにおける契約電源を含む。

2. 本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント

④調整不調電源に適用する容量確保契約金額の減額の扱いの見直し（16/33）

※変更後欄の青文字は主な反映事項以外を起因とした更新です。

【約款（2024-29年度）】 附則（2026年XX月XX日-2027） 第2条 容量確保契約金額の算出に関する経過措置

<変更前>

<変更後>

(新設)

(略)

5. 落札された電源等（以下「契約電源」という）に経過措置の対象となるユニットと対象外となるユニットが混在する場合、第2項の電源等の経過年数に応じた控除率に基づく電源等の経過年数に応じた控除額係数は、対象となるユニットの設備容量に応じた加重平均により算定します。
この際、電源等の経過年数に応じた控除額係数の単位は0.01%とし、その端数は、小数点以下第3位を四捨五入します。

6. 前項の電源等の経過年数に応じた控除額係数はメインオークション又は調達オークションの参加資格通知時点で決定し、契約電源で新增設や第12条に示す市場退出が発生した場合においても変更しません。

7. 電源等の経過年数に応じた控除及び入札内容に応じた控除は、実需給期間が2029年度を最後に廃止します。

8. 容量確保契約金額は、契約電源ごとに算定するものとします。

9. 第4項に基づき算定された容量確保契約金額を12で除して、円未満の端数は切り捨てた金額を容量確保契約金額（各月）とします。ただし、最終月（3月分）の容量確保契約金額（各月）は容量確保契約金額から最終月（3月分）以外の容量確保契約金額（各月）の合計を差し引いたものとします。

10. 前項にかかわらず、電源等の区分が安定電源で、かつ主燃料が石炭の電源のうち、建設時の設計効率が高位発熱量（HHV：Higher Heating Value）・発電端において42%以上であることを確認できない電源（以下「非効率石炭火力電源」という）の場合、第4項に基づき算定された容量確保契約金額に非効率石炭火力電源の減額率20%※を乗じた金額を容量確保契約金額から控除し、12で除して、円未満の端数は切り捨てた金額を容量確保契約金額（各月）とします。ただし、最終月（3月分）の容量確保契約金額（各月）は容量確保契約金額から最終月（3月分）以外の容量確保契約金額（各月）の合計を差し引いたものとします。

※ 1計量単位内に、非効率石炭火力電源のユニットと非効率石炭火力電源以外のユニットが混在する場合、非効率石炭火力電源以外の減額率を0%として1計量単位内のユニットの設備容量に応じた加重平均により算定する。また、発電設備容量に対して契約容量が異なる場合、送電端の計量値は、発電設備容量に対する契約容量の比率で補正する。

2. 本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント

④調整不調電源に適用する容量確保契約金額の減額の扱いの見直し（17/33）

※変更後欄の青文字は主な反映事項以外を起因とした更新です。

【約款（2024-29年度）】 附則（2026年XX月XX日-2027） 第3条 各月の容量確保契約金額の支払・請求

<変更前>

（新設）

<変更後>

第8条第1項に示す各月の容量確保契約金額の支払・請求について、以下に読み替えます。

1. 本機関は、実需給年度の9月から翌年8月までの間、各月の末日（当該日が金融機関休業日に該当する場合は、その前営業日）までに、前条に基づき算出された容量確保契約金額（各月）から第16条に基づき算定される経済的ペナルティ※、第19条に基づき算定される実需給期間中の経済的ペナルティ及び第27条3項に基づき算定される契約解除の経済的ペナルティを減じた金額が正值となる場合、算定された金額（以下「支払金額」という。）を支払うものとします。

※すでに減額された金額は対象外



2. 本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント

④調整不調電源に適用する容量確保契約金額の減額の扱いの見直し（18/33）

※変更後欄の青文字は主な反映事項以外を起因とした更新です。

【約款（2024-29年度）】 附則（2026年XX月XX日-2027） 第4条 実需給期間前のペナルティ

<変更前>

<変更後>

(新設)

(1) 本約款の第16条に示す、
「第16条 実需給期間前の経済的ペナルティ
本機関は、第15条の実需給期間前のアセスメントの結果に基づき、以下の各号に掲げるとおり、経済的ペナルティを科します。」について、以下に読み替えます。

第16条 実需給期間前のペナルティ
本機関は、第15条の実需給期間前のアセスメントの結果に基づき、以下の各号に掲げるとおり、容量確保契約金額の減額又は経済的ペナルティを科します。



2. 本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント

④調整不調電源に適用する容量確保契約金額の減額の扱いの見直し（19/33）

※変更後欄の青文字は主な反映事項以外を起因とした更新です。

【約款（2024-29年度）】 附則（2026年XX月XX日-2027） 第4条 実需給期間前のペナルティ

<変更前>

<変更後>

(新設)

(略)

(2) 第16条①(1)に示す調整不調電源に科される経済的ペナルティについて、以下に読み替えます。

①電源等の区分が安定電源及び変動電源の場合

(1) 調整不調電源に適用する容量確保契約金額の減額又は経済的ペナルティ調整不調電源の調整不調の結果として生じる供給力の不足量、及び調整不調となった日数に応じて、以下の減額を適用し、容量確保契約金額を減じます。ただし、本号において、変動電源（アグリゲート）は対象外とします。

減額※1 = (契約単価※2 × 契約容量※3 - 容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額) × 減額率(A) × 調整不調日数(B)

(A) 減額率 = 追加設備量※4を利用する場合の減額率(A-①)
+ 供給信頼度確保に影響を与える場合の減額率(A-②)

(A-①) 追加設備量を利用する場合の減額率
= 0.3%/日 × (追加設備量を利用する容量 ÷ 追加設備量)
× (追加設備量を利用する容量 ÷ 停止対象容量)

(A-②) 供給信頼度確保に影響を与える場合の減額率
= 0.6%/日 × (供給信頼度確保に影響を与える容量 ÷ 停止対象容量)

(B) 調整不調日数 = 出力可能容量に関する補正率(B-①) × 1ヶ月の日数

(B-①) 出力可能容量に関する補正率
= (1 - 出力可能容量 ÷ 応札単位のアセスメント対象容量)

※1: 調整不調電源に適用する容量確保契約金額の減額は円未満を切り捨て

※2: メインオークションと調達オークションの個々の電源の約定価格を落札容量により加重平均し、円未満の端数は切り捨てして算定したもの。ただし、リリースオークション（部分リリース）によるリリース容量を反映した契約容量に適用する契約単価はメインオークションで決定した契約単価とする。

※3: 実需給が始まるタイミングの契約容量で計算します。ただし、契約容量がメインオークション落札時の契約容量を上回る場合は、メインオークション落札時の契約容量で計算します。

※4: 電源が一定の年間停止可能量を確保するために容量オークションで追加的に確保する供給設備量

なお、容量停止計画の調整以降に、容量提供事業者の事由による停止期間の追加、変更により供給信頼度確保へ影響を与える場合には、上記で算定される金額の1.5倍からすでに減額された金額を除いた金額を、経済的ペナルティとして科す場合があります。また、この経済的ペナルティは、対象実需給年度前に算定し、第8条に示す各月の容量確保契約金額の支払・請求の初月の算定時に反映します※。

※経済的ペナルティが科される場合は、第20条第一項第1号に示す年間上限額は、経済的ペナルティを差し引いた金額とする。

2. 本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント

④調整不調電源に適用する容量確保契約金額の減額の扱いの見直し（20/33）

※変更後欄の青文字は主な反映事項以外を起因とした更新です。

【約款（2024-29年度）】 附則（2026年XX月XX日-2027）

第5条 「調整不調電源に科される経済的ペナルティ」の読み替え

<変更前>

<変更後>

(新設)

対象実需給期間が2027年度の容量確保契約における本約款に示す「調整不調電源に科される経済的ペナルティ」は、「調整不調電源に適用する容量確保契約金額の減額又は経済的ペナルティ」に読み替えます。

2. 本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント

④調整不調電源に適用する容量確保契約金額の減額の扱いの見直し（21/33）

※変更後欄の青文字は主な反映事項以外を起因とした更新です。

【約款（2024-29年度）】 附則（2026年XX月XX日-2028・2029） 第1条 適用対象

<変更前>

<変更後>

（新設）

1. 本附則は、対象実需給年度が2028年度、2029年度の容量確保契約に適用するものとします。
2. 附則（2021年7月1日）および附則（2023年8月2日）の記載によらず、本附則の内容を適用するものとします。

2. 本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント

④調整不調電源に適用する容量確保契約金額の減額の扱いの見直し（22/33）

※変更後欄の青文字は主な反映事項以外を起因とした更新です。

【約款（2024-29年度）】 附則（2026年XX月XX日-2028・2029） 第2条 容量確保契約金額の算定

<変更前>

<変更後>

(新設)

対象実需給期間が2028年度以降の容量確保契約における本約款の第7条に示す容量確保契約金額の算定について、電源等の区分が安定電源又は変動電源（単独）の場合、第7条を以下に読み替えます。なお、本条で示す経過措置の対象となるのは、契約電源が2010年度末までに建設された電源、又は各エリアにおいてオークション応札時の応札価格が当該エリアの約定価格に入札内容に応じた控除額係数を乗じた価格以下の電源又はその両方の場合となります。

1. 容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除には、「電源等の経過年数に応じた控除」と、「入札内容に応じた控除」があります。
なお、「電源等の経過年数に応じた控除」は、契約電源が2010年度末までに建設された電源が対象となり、「入札内容に応じた控除」は、各エリアにおいてオークション応札時の応札価格が当該エリアの約定価格に入札内容に応じた控除額係数を乗じた価格以下の電源が対象となります。容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額は次の算式に基づき、メインオークションと調達オークションのそれぞれにおいて算定された金額とします。

容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額※
＝ 個々の電源の約定価格 × 契約容量 × (1－経過措置控除係数)

経過措置控除係数
＝ 電源等の経過年数に応じた控除額係数
× 入札内容に応じた控除額係数

電源等の経過年数に応じた控除額係数
＝ (1－電源等の経過年数に応じた控除率)

※ 容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額の算定で円未満を切り捨て

2. 本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント

④調整不調電源に適用する容量確保契約金額の減額の扱いの見直し（23/33）

※変更後欄の青文字は主な反映事項以外を起因とした更新です。

【約款（2024-29年度）】 附則（2026年XX月XX日-2028・2029） 第2条 容量確保契約金額の算定

<変更前>

<変更後>

(新設)

(略)

2. 電源等の経過年数に応じた控除率は以下の通りとします。なお、いずれの実需給期間においても、電源等の経過年数に応じた控除額の対象でない電源の場合は0%とします。

なお、対象実需給期間が2026年度以降※1については、個々の電源の約定価格がオークションの指標価格の50%以下となった場合は、当該電源の電源等の経過年数に応じた控除率は0%とします。

※指標価格の50%の価格に端数が生じる場合は円未満を切り捨て

実需給期間が2025年度 . . . 7.5%

実需給期間が2026年度 . . . 6.0%

実需給期間が2027年度 . . . 4.5%

実需給期間が2028年度 . . . 3.0%

実需給期間が2029年度 . . . 1.5%

※1 対象実需給年度が2025年度の調達オークションにおける契約電源を含む。

3. 入札内容に応じた控除率係数は以下の通りとします。なお、いずれの実需給期間においても、入札内容に応じた控除額の対象でない電源の場合は100%とします。

なお、対象実需給期間が2026年度以降※1については、個々の電源の約定価格がオークションの指標価格の50%以下となった場合は、当該電源の入札内容に応じた控除率係数は100%とします。

※指標価格の50%の価格に端数が生じる場合は円未満を切り捨て

実需給期間が2025年度 . . . 82.0%

実需給期間が2026年度 . . . 85.6%

実需給期間が2027年度 . . . 89.2%

実需給期間が2028年度 . . . 92.8%

実需給期間が2029年度 . . . 96.4%

※1 対象実需給年度が2025年度の調達オークションにおける契約電源を含む。

2. 本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント

④調整不調電源に適用する容量確保契約金額の減額の扱いの見直し（24/33）

※変更後欄の青文字は主な反映事項以外を起因とした更新です。

【約款（2024-29年度）】 附則（2026年XX月XX日-2028・2029） 第2条 容量確保契約金額の算定

<変更前>

<変更後>

(新設)

(略)

4. 容量確保契約金額は、次の算式に基づき算定された金額とします。

$$\begin{aligned} & \text{容量確保契約金額} \\ & = \text{契約単価※} \times \text{契約容量} \\ & - \text{容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額} \end{aligned}$$

※：メインオークションと調達オークションの個々の電源の約定価格を落札容量により加重平均し、円未満の端数は切り捨てして算定したもの。ただし、リリースオークション（部分リリース）によるリリース容量を反映した契約容量に適用する契約単価はメインオークションで決定した契約単価とする。

なお、対象実需給期間が2026年度以降※の容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額については、個々の電源の約定価格に経過措置を適用することによりオークションの指標価格の50%以下となる際には、以下のように金額を読み替えます。

※対象実需給年度が2025年度の調達オークションにおける契約電源を含む。

$$\begin{aligned} & \text{容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額} \\ & \geq \{ (\text{個々の電源の約定価格} - \text{オークションの指標価格の50\%※1}) \\ & \quad \times \text{契約容量} \} \text{の場合} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} & \text{容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額※2} \\ & = (\text{個々の電源の約定価格} - \text{オークションの指標価格の50\%※1}) \\ & \quad \times \text{契約容量} \end{aligned}$$

※1：（オークションの指標価格の50%）の値にて円未満を切り捨て

※2：負値となる場合は零とする。

2. 本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント

④調整不調電源に適用する容量確保契約金額の減額の扱いの見直し（25/33）

※変更後欄の青文字は主な反映事項以外を起因とした更新です。

【約款（2024-29年度）】 附則（2026年XX月XX日-2028・2029） 第2条 容量確保契約金額の算定

<変更前>

<変更後>

(新設)

(略)

5. 落札された電源等（以下「契約電源」という）に経過措置の対象となるユニットと対象外となるユニットが混在する場合、第2項の電源等の経過年数に応じた控除率に基づく電源等の経過年数に応じた控除額係数は、対象となるユニットの設備容量に応じた加重平均により算定します。
この際、電源等の経過年数に応じた控除額係数の単位は0.01%とし、その端数は、小数点以下第3位を四捨五入します。

6. 前項の電源等の経過年数に応じた控除額係数はメインオークション又は調達オークションの参加資格通知時点で決定し、契約電源で新增設や第12条に示す市場退出が発生した場合においても変更しません。

7. 電源等の経過年数に応じた控除及び入札内容に応じた控除は、実需給期間が2029年度を最後に廃止します。

8. 容量確保契約金額は、契約電源ごとに算定するものとします。

9. 第4項に基づき算定された容量確保契約金額を12で除して、円未満の端数は切り捨てた金額を容量確保契約金額（各月）とします。ただし、最終月（3月分）の容量確保契約金額（各月）は容量確保契約金額から最終月（3月分）以外の容量確保契約金額（各月）の合計を差し引いたものとします。

10. 前項にかかわらず、電源等の区分が安定電源で、かつ主燃料が石炭の電源のうち、建設時の設計効率が高位発熱量（HHV：Higher Heating Value）・発電端において42%以上であることを確認できない電源（以下「非効率石炭火力電源」という）の場合、第4項に基づき算定された容量確保契約金額に非効率石炭火力電源の減額率20%※を乗じた金額を容量確保契約金額から控除し、12で除して、円未満の端数は切り捨てた金額を容量確保契約金額（各月）とします。ただし、最終月（3月分）の容量確保契約金額（各月）は容量確保契約金額から最終月（3月分）以外の容量確保契約金額（各月）の合計を差し引いたものとします。

※ 1計量単位内に、非効率石炭火力電源のユニットと非効率石炭火力電源以外のユニットが混在する場合、非効率石炭火力電源以外の減額率を0%として1計量単位内のユニットの設備容量に応じた加重平均により算定する。また、発電設備容量に対して契約容量が異なる場合、送電端の計量値は、発電設備容量に対する契約容量の比率で補正する。

2. 本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント

④調整不調電源に適用する容量確保契約金額の減額の扱いの見直し（26/33）

※変更後欄の青文字は主な反映事項以外を起因とした更新です。

【約款（2024-29年度）】 附則（2026年XX月XX日-2028・2029） 第3条 各月の容量確保契約金額の支払・請求 ＜変更前＞ ＜変更後＞

（新設）

第8条第1項に示す各月の容量確保契約金額の支払・請求について、以下に読み替えます。

1. 本機関は、実需給年度の9月から翌年8月までの間、各月の末日（当該日が金融機関休業日に該当する場合は、その前営業日）までに、前条に基づき算出された容量確保契約金額（各月）から第16条に基づき算定される調整不調電源に科される経済的ペナルティ、第19条に基づき算定される実需給期間中の経済的ペナルティ及び第27条3項に基づき算定される契約解除の経済的ペナルティを減じた金額が正值となる場合、算定された金額（以下「支払金額」という。）を支払うものとします。



2. 本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント

④調整不調電源に適用する容量確保契約金額の減額の扱いの見直し（27/33）

※変更後欄の青文字は主な反映事項以外を起因とした更新です。

【約款（2024-29年度）】 附則（2026年XX月XX日-2028・2029） 第4条 実需給期間前のペナルティ

<変更前>

<変更後>

(新設)

第16条①（1）に示す調整不調電源に科される経済的ペナルティについて、以下に読み替えます。

①電源等の区分が安定電源及び変動電源の場合

(1)調整不調電源に科される経済的ペナルティ

調整不調電源の調整不調の結果として生じる供給力の不足量、及び調整不調となった日数に応じて、以下の経済的ペナルティを科します。ただし、本機関が容量停止計画の調整ができなかった事由が合理的と判断する場合や、送配電設備の停止等により属地一般送配電事業者と容量停止計画の調整を実施した場合は、経済的ペナルティの対象外とする場合があります。

経済的ペナルティ※1 = (契約単価※2 × 契約容量※3

－ 容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額)
× 減額率 (A) × 調整不調日数 (B)

(A) 減額率 = 追加設備量※4を利用する場合の減額率 (A-①)

+ 供給信頼度確保に影響を与える場合の減額率 (A-②)

(A-①) 追加設備量を利用する場合の減額率

= 0.3%/日 × (追加設備量を利用する容量 / 追加設備量)
× (追加設備量を利用する容量 / 停止対象容量)

(A-②) 供給信頼度確保に影響を与える場合の減額率

= 0.6%/日 × (供給信頼度確保に影響を与える容量 / 停止対象容量)

(B) 調整不調日数 = 出力可能容量に関する補正率 (B-①) × 1ヶ月の日数

(B-①) 出力可能容量に関する補正率

= (1 - 出力可能容量 / 応札単位のアセスメント対象容量)

※1：調整不調電源に科される経済的ペナルティは円未満を切り捨て

※2：メインオークションと調達オークションの個々の電源の約定価格を落札容量により加重平均し、円未満の端数は切り捨てして算定したもの。ただし、リリースオークション（部分リリース）によるリリース容量を反映した契約容量に適用する契約単価はメインオークションで決定した契約単価とする。

※3：実需給が始まるタイミングの契約容量で計算します。ただし、契約容量がメインオークション落札時の契約容量を上回る場合は、メインオークション落札時の契約容量で計算します。

※4：電源が一定の年間停止可能量を確保するために容量オークションで追加的に確保する供給設備量

なお、容量停止計画の調整以降に、容量提供事業者の事由による停止期間の追加、変更により供給信頼度確保へ影響を与える場合には、上記で算定される額を1.5倍した経済的ペナルティを科す場合があります。

なお、調整不調電源に科される経済的ペナルティは、対象実需給年度前に算定し、第8条に示す各月の容量確保契約金額の支払・請求の初月の算定時に反映します。

2. 本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント

④調整不調電源に適用する容量確保契約金額の減額の扱いの見直し（28/33）

※変更後欄の青文字は主な反映事項以外を起因とした更新です。

【約款（2024-29年度）】 附則（2026年XX月XX日-2028・2029） 第5条 実需給期間中の経済的ペナルティの上限 ＜変更前＞ ＜変更後＞

（新設）

第20条第1項に示す実需給期間中の経済的ペナルティの上限について、以下に読み替えます。

1. 前条に示す実需給期間中の経済的ペナルティの上限額は以下のとおりとします。

①年間上限額※：容量確保契約金額 × 110%

②月間上限額：容量確保契約金額 × 18.3%

※第16条第1項第1号(1)に定める経済的ペナルティが科される場合は差し引いた金額とする



2. 本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント

④調整不調電源に適用する容量確保契約金額の減額の扱いの見直し（29/33）

※変更後欄の青文字は主な反映事項以外を起因とした更新です。

【約款（2024-29年度）】 附則（2026年XX月XX日-2028・2029） 第6条 契約の変更

<変更前>

<変更後>

（新設）

第25条第1項に示す契約の変更について、以下に読み替えます。

1. 容量提供事業者は、以下の各号のいずれかに該当する事象が生じ、容量確保契約に定められた電源等の内容に変更が生じた場合、本機関が別途定める容量市場業務マニュアルに従い、本契約を変更するものとします。

- ①調達オークションに応札した電源等が落札された場合
- ②リリースオークションにより契約容量の全部又は一部をリリースした場合
- ③契約電源が第12条に示す市場退出をした場合
- ④第11条に示す電源等差替を実施した場合
- ⑤発動指令電源提供者の実効性テストの結果等がメインオークションにおける応札容量（発動指令電源の調整係数反映前の値）を下回った場合
- ⑥第26条に基づく権利義務及び契約上の地位の譲渡がなされた場合
- ⑦その他、本機関が変更を必要と判断した場合

2. 本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント

④調整不調電源に適用する容量確保契約金額の減額の扱いの見直し（30/33）

※変更後欄の青文字は主な反映事項以外を起因とした更新です。

【約款（2024-29年度）】 附則（2026年XX月XX日-2028・2029）

第7条 リリースオークション交付額の交付又はリリースオークション請求額の請求

<変更前>

(新設)

<変更後>

1. 対象実需給期間が2028年度、2029年度のリリースオークションにおける交付額又は請求額は、次の算式に基づき算定された金額とします。

リリースオークション交付額又は請求額※1
= {メインオークションの契約単価※2 - リリースオークションの約定価格
× (電源等の経過年数に応じた控除額係数※3※4
× 入札内容に応じた控除額係数※5) } × リリース容量

※1：正值の場合は市場管理者より発電事業者等へ交付、負値の場合は請求とし、円未満の端数は切り捨てして算定したもの

※2：容量確保契約金額を容量確保契約容量で除したもの

※3：電源等の経過年数に応じた控除額係数は本附則（2026年XX月XX日-2028・2029）第2条第1項及び第2項による。

※4：落札された電源等に経過措置の対象となるユニットと対象外となるユニットが混在する場合、本附則（2026年XX月XX日-2028・2029）第2条第1項及び第2項による電源等の経過年数に応じた控除率に基づく電源等の経過年数に応じた控除額係数は、対象となるユニットの設備容量に応じた加重平均により算定する。

この際、電源等の経過年数に応じた控除額係数の単位は0.01%とし、その端数は、小数点以下第3位を四捨五入する。

※5：入札内容に応じた控除額係数は本附則（2026年XX月XX日-2028・2029）の第2条第1項及び第3項による。

2. 本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント

④調整不調電源に適用する容量確保契約金額の減額の扱いの見直し（31/33）

※変更後欄の青文字は主な反映事項以外を起因とした更新です。

【約款（2024-29年度）】 附則（2026年XX月XX日-2028・2029）

第7条 リリースオークション交付額の交付又はリリースオークション請求額の請求

<変更前>

（新設）

<変更後>

（略）

2. 第1項に基づき算定されたリリースオークション交付額は、12で除して、円未満の端数は切り捨てた金額をリリースオークション交付額（各月）とします。ただし、最終月（3月分）のリリースオークション交付額（各月）はリリースオークション交付額から最終月（3月分）以外のリリースオークション交付額（各月）の合計を差し引いたものとします。

3. リリースオークション交付額（各月）は、容量確保契約金額（各月）と合わせて交付します。

4. 第1項に基づき算定されたリリースオークション請求額は、契約変更後、対象実需給期間の前年度末までに容量提供事業者へ請求します。
本約款の第16条第1項に基づき調整不調電源に科される経済的ペナルティが発生している場合、第1項のリリースオークションにおける交付額又は請求額を調整する場合があります。



2. 本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント

④調整不調電源に適用する容量確保契約金額の減額の扱いの見直し (32/33)

第73回容量市場の在り方等に関する検討会
(2026.5.27)

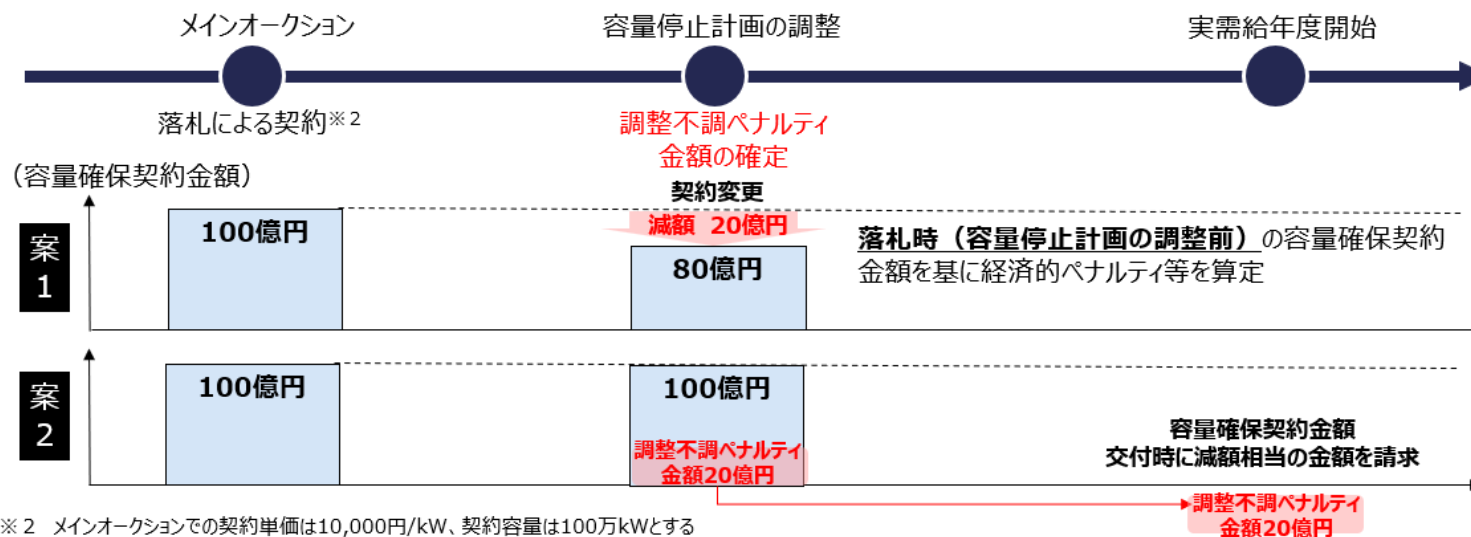
資料6 調整不調電源に適用する
容量確保契約金額の減額の扱いについて

4. 検討の方向性 見直し案

10

- 容量市場における事業者の経済的ペナルティ金額の上限は、約定時点の契約における容量確保契約金額の110%※¹としている。
- 調整不調電源と調整不調でない電源において、各種経済的ペナルティを同等とするために、調整不調ペナルティの扱いの見直しを行う。
- 見直し案として、**契約変更は行うが各種ペナルティ等の算定には変更前の契約情報を用いる案（案1）**、**調整不調ペナルティによる契約変更は行わず調整不調ペナルティ金額相当を請求する案（案2）**が考えられる。

※1 市場退出の場合も同様に容量確保契約金額の減少と退出ペナルティ（ペナルティ率10%）の合計が容量確保契約金額の110%相当となる



2. 本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント

④調整不調電源に適用する容量確保契約金額の減額の扱いの見直し（33/33）

第73回容量市場の在り方等に関する検討会
(2026.5.27)

資料6 調整不調電源に適用する
容量確保契約金額の減額の扱いについて

4. 検討の方向性 見直し案の比較

11

- 案1は現行と同様に契約変更を行うが、以下のデメリットがある。
 - ▶ 契約変更前の契約情報をもとに経済的ペナルティ等の算定を行う必要
 - ▶ 契約変更による事業者と市場管理者双方の業務負担
 - ▶ 容量拠出金の算定までに「やむを得ない理由」と「異議申し立て」の審査を経た上で契約変更を終える必要
- 案2については、**現行よりも業務負担が軽減することや、他の業務スケジュールへの影響を及ぼさないため、案2に見直すことでどうか。**

| | 見直し内容 | 契約変更手続きの業務負荷 |
|----|---|--|
| 案1 | 契約変更は行うが各種ペナルティ等の算定には変更前の契約情報を用いる | <ul style="list-style-type: none">• 変更契約をした後も契約変更前の契約情報も管理する必要があり、情報管理の複雑性が増す• 契約変更が生じるため、業務負担に加え、例えば実需給期間前にペナルティが確定した場合は、やむを得ない理由の審査期間が短くなることや、審査が長期化することで容量拠出金の算定時期が遅延するなどの影響を及ぼすことが考えられる |
| 案2 | 調整不調ペナルティによる契約変更は行わず、調整不調ペナルティ金額相当を請求する | <ul style="list-style-type: none">• 容量確保契約金額を変更しないため、経済的ペナルティや上限の算定が分かりやすい• 契約変更の金額確定や手続きを、容量拠出金の算定までに短期間で行う必要がない |

2. 本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント

⑤容量確保契約約款(実需給年度2030年度以降向け)の新設 (1/3)

※変更後欄の青文字は主な反映事項以外を起因とした更新です。

【約款 (2030年度以降)】 第1章 総則 第1条 適用

<変更前>

1. この容量確保契約約款（以下「本約款」という。）は、電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）と容量提供事業者との間で締結される容量確保契約書に関し、容量提供事業者に求められる要件、容量確保契約金額その他の契約条件を定めたものです。
2. 本機関と容量確保契約（以下「本契約」という。）を締結する容量提供事業者は、実需給期間において、電気供給事業者である者若しくは電気供給事業者と見込まれる者に限ります。
3. 本契約は、容量確保契約書（契約書別紙を含む。）及び本約款で構成されるものとします。

<変更後>

1. この容量確保契約約款（以下「本約款」という。）は、電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）と容量提供事業者との間で締結される容量確保契約書に関し、容量提供事業者に求められる要件、容量確保契約金額その他の契約条件を定めたものです。
2. 本機関と容量確保契約（以下「本契約」という。）を締結する容量提供事業者は、実需給期間において、電気供給事業者である者若しくは電気供給事業者と見込まれる者に限ります。
3. 本契約は、容量確保契約書（契約書別紙を含む。）及び本約款で構成されるものとします。
4. 本約款の適用範囲は、実需給年度2030年度以降であるものとします。



2. 本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント

⑤容量確保契約約款(実需給年度2030年度以降向け)の新設 (2/3)

※変更後欄の青文字は主な反映事項以外を起因とした更新です。

【約款 (2024-29年度)】 第1章 総則 第1条 適用

<変更前>

1. この容量確保契約約款（以下「本約款」という。）は、電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）と容量提供事業者との間で締結される容量確保契約書に関し、容量提供事業者に求められる要件、容量確保契約金額その他の契約条件を定めたものです。
2. 本機関と容量確保契約（以下「本契約」という。）を締結する容量提供事業者は、実需給期間において、電気供給事業者である者若しくは電気供給事業者と見込まれる者に限ります。
3. 本契約は、容量確保契約書（契約書別紙を含む。）及び本約款で構成されるものとします。

<変更後>

1. この容量確保契約約款（以下「本約款」という。）は、電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）と容量提供事業者との間で締結される容量確保契約書に関し、容量提供事業者に求められる要件、容量確保契約金額その他の契約条件を定めたものです。
2. 本機関と容量確保契約（以下「本契約」という。）を締結する容量提供事業者は、実需給期間において、電気供給事業者である者若しくは電気供給事業者と見込まれる者に限ります。
3. 本契約は、容量確保契約書（契約書別紙を含む。）及び本約款で構成されるものとします。
4. 本約款の適用範囲は、実需給年度2024年度以降2029年度以前であるものとします。



2. 本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント

⑤容量確保契約約款(実需給年度2030年度以降向け)の新設 (3/3)

- 実需給年度2030年度以降は多くの反映事項が存在し、従来どおりの更新を実施すると附則が大量となり可読性が著しく低減する。これを避けるため、容量確保契約約款を、以下の2文書に分けて管理することとする
 - ・ 容量確保契約約款 (対象実需給年度：2024 - 2029年度)
 - ・ 容量確保契約約款 (対象実需給年度：2030年度以降)

3. 今後のスケジュール 意見募集の実施

- 「**容量市場メインオークション募集要綱**（対象実需給年度:2030年度）」と「**容量確保契約約款**（対象実需給年度：2024 - 2029年度）」及び「**容量確保契約約款**（対象実需給年度：2030年度以降）」の案について、**7月上旬頃に意見募集の実施**を予定している。
- 意見募集でいただいたご意見を踏まえ、「**容量市場メインオークション募集要綱**（対象実需給年度:2030年度）」と、「**容量確保契約約款**（対象実需給年度：2024 - 2029年度）」及び「**容量確保契約約款**（対象実需給年度：2030年度以降）」を必要に応じて更新し、公表を行う。

3. 今後のスケジュール 参加登録や応札期間など

- 2026年度メインオークション（対象実需給年度：2030年度）に向け、**7月末頃に募集要綱、需要曲線の公表、7月～8月に事業者向け説明会の実施、8月頃に参加登録の開始、10月頃に応札の受付**を予定している。
- 応札に向けた日程や手続きは、確定次第、広域機関HPで公表を行う。また、事業者への周知のために、説明会を開催する。

| | |
|---------|---|
| (本日) | : 募集要綱案の概要 |
| ● 7月上旬頃 | : <u>募集要綱案の意見募集の実施</u> |
| ● 7月末頃 | : <u>募集要綱の公表、需要曲線の公表</u> |
| ● 7月～8月 | : <u>オークションや応札業務に関する事業者向けの説明会等</u> |
| ● 8月～9月 | : <u>参加登録</u> （事業者情報、電源等情報、期待容量） |
| ● 10月 | : <u>応札期間</u> |
| ● 12月頃 | : 約定結果の公表 |

(参考) 2026年度メインオークション (対象実需給年度:2030年度) のスケジュール概要 (予定)

■ 2026年度メインオークション (対象実需給年度:2030年度) は、8月より参加登録を開始し、応札期間は10月を予定している。

| 2026年度 | | | | | | | | | | | 2027年度 | | |
|--------|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|--------|----|----|
| 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 |

関連文書・説明会等

【募集要綱】
 ▲容量市場メインオークション募集要綱公表 7月末
 ▲需要曲線公表 7月末

【業務マニュアル】
 (参加登録・応札・契約締結編)
 ※内容によってパブコメ省略の可能性あり
 ▲業務マニュアル公表 7月末～8月上旬

事業者向け説明等

参加登録

事業者情報の登録 8月3日(月)～8月7日(金)

電源等情報の登録 8月3日(月)～8月17日(月)

電源等情報の登録支援 7月中旬～下旬

期待容量の登録 9月8日(火)～9月17日(木)

石炭火力電源の効率確認について▲ (WEBサイトのお知らせ) 7月上旬

応札・約定結果公表

応札の受付 10月13日(火)～10月23日(金)

▲約定結果の公表 12月頃

応札容量算定に用いた期待容量等算定諸元一覧の登録受付 10月26日(月)～10月30日(金)

契約書締結

▲容量確保契約の結果公表 4月頃

容量確保契約書締結の手続 約定結果公表日～3月頃

その他

▲調整係数の公表 7月末～8月上旬 ※発動指令電源の調整係数については参考値の公表となります。

＜事業者情報＞

- 過去の容量オークション (メインオークション・追加オークション・長期脱炭素電源オークション) において既に事業者情報を**登録済の事業者**は、新たに事業者情報を**登録する必要はありません**。登録済の事業者情報について内容確認の上、必要に応じて修正してください。

＜電源等情報＞

- 2025年度メインオークション (対象実需給年度:2029年度) に参加登録された電源等情報は、**本機関により、当該内容を対象実需給年度:2030年度向けの電源等情報として容量市場システムに登録 (※) します**。登録済の電源等情報について内容確認の上、必要に応じて修正してください。

※取次により登録されていると思われる電源等情報については登録されません

※長期脱炭素電源オークションにおいて登録を行った電源等情報に関しても登録されません

＜期待容量＞

- **全電源で登録が必要**になります。
(これまでのメインオークションに期待容量を登録した場合でも、**対象実需給年度:2030年度向けの期待容量は新たに登録が必要**となります。)

＜応札＞

- **全電源で登録が必要**になります。
(これまでのメインオークションに応札容量を登録した場合でも、**対象実需給年度:2030年度向けの応札容量は新たに登録が必要**となります。)